

共に創る 笑顔で 生き活き みなみふらの 太陽と森と湖のまち

南富良野町 第5次総合計画

計画期間／平成25年度～平成34年度



北海道 南富良野町



第5次 南富良野町総合計画

共に創る 笑顔で 生き活き みなみふらの 太陽と森と湖のまち

北海道 南富良野町

ごあいさつ



日々刻々と変化する社会経済情勢を背景に、地域課題や住民のライフスタイル、価値観は多様化するとともに、地方分権の進展、国や地方の行財政制度の変革など、本町を取り巻く環境は大きく変化する中、このたび、平成25年度から向こう10年間のまちづくりの指針となる「南富良野町第5次総合計画」を関係各位のご協力をいただき策定しました。

本計画の策定にあたり、住民アンケート調査や地域・分野別座談会の開催をはじめ、次代を担う中学生や高校生にも、まちづくりの意向調査を行い、幅広い世代と多くの住民皆様のニーズ把握に努めてきました。

豊かな自然に囲まれ、笑顔と夢と希望にあふれ、幸せに安全・安心して暮らし続けられるまちへ、住民と行政が共通の視点に立ち、協働するまちづくりを目指して、まちの将来像を「共に創る 笑顔で 生き生き みなみふらの ー太陽と森と湖のまちー」と定め、次の基本目標を柱に掲げております。

- ・次代へつなぐ活力ある産業のまちづくり **【産業分野】**
- ・幸せに暮らせる健康と福祉のまちづくり **【保健・医療・福祉分野】**
- ・安全・安心・快適なまちづくり **【生活基盤・生活環境分野】**
- ・学ぶ力・健やかな体・豊かな心を育むまちづくり **【教育・文化分野】**
- ・共に創造するまちづくり **【住民協働・行財政分野】**

本計画で目指すまちの将来像の実現に向けて、町政運営に全力を傾け、計画された各種施策を積極的に取り組んでいきたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたりまして、ご協力をいただきました住民皆様をはじめ、第5次総合計画審議会委員並びに関係各位の皆様にご心から厚くお礼申し上げます。

平成25年 3 月

南富良野町長 池 部 彰

目 次

I 序論

1 計画の策定にあたって	2
1. 計画の目的	2
2. 計画の役割と位置づけ	3
3. 計画の構成と期間	3
4. 国・道・広域市町村圏の計画	4
5. 前計画の達成状況	6
2 計画の背景	8
1. 南富良野町の現状	8
2. 総合計画アンケート調査結果概要	14
3. 南富良野町を取り巻く社会・経済情勢等	18

II 基本構想

1 まちの将来像	22
2 分野別の基本目標	23
3 重点政策	25
4 施策体系図	26
5 将来人口	27
1. 人口推計	27
2. 目標人口	28
6 地区別の整備方向	29
7 土地利用の方向	31

III 基本計画

1 農業	34
2 林業	36
3 商工鉱業	38

4	観光	40
5	雇用	42
6	地域エネルギー・省エネルギー	43
7	保健・医療	44
8	地域福祉	46
9	高齢者福祉	48
10	障がい者福祉	50
11	子育て支援	52
12	社会保障	54
13	道路	56
14	公共交通網	57
15	地域情報化	59
16	住宅・住宅地	60
17	公園	62
18	水道・下水道	63
19	自然・景観	65
20	環境衛生	66
21	消防・救急・防災	68
22	防犯・交通安全	70
23	学校教育＜小学校・中学校＞	72
24	学校教育＜高等学校＞	74
25	社会教育	76
26	スポーツ・レクリエーション	78
27	歴史・文化・芸術	80
28	青少年の健全育成	81
29	国際・地域間交流	82
30	まちづくり	83
31	行財政運営	85
32	広域行政	87
33	広報・広聴・情報公開	88

IV 資料編

1	南富良野町第5次総合計画の策定について（諮問）	91
2	南富良野町第5次総合計画の策定について（答申）	92
3	南富良野町第5次総合計画審議会条例	94
4	南富良野町第5次総合計画審議会規則	96
5	南富良野町第5次総合計画策定委員会規程	98
6	南富良野町第5次総合計画策定の経過	102





序 論

計画の策定にあたって
計画の背景



1 計画の策定にあたって

1. 計画の目的

本町では、平成14（2002）年度に第4次総合計画を策定し、「まほらの 南富良野一瑞々しい自然、誇れる大地、人のびのび、みなみふらのー」を将来像に掲げ、平成15（2003）年度から平成24（2012）年度までの10年間、計画的なまちづくりを進めてきました。

その間、少子高齢化の進行や地球規模での環境問題の深刻化、国・地方の財政状況の悪化、社会・経済構造の急激な変革、さらには地方分権・地域主権^{※1}の進展など、本町を取り巻く状況は大きく変化しています。

本町では、若者の流出などによる人口減少が進む中で、特別養護老人ホーム「ふくしあ」やポテトチップス工場「シレラ富良野」の整備による雇用の場の創出をはじめ、基幹産業である農業の基盤整備や商工業の振興対策を進めてきました。

また、安心して住み続けられるまちづくりを目指し、高齢化に対応した集合公営住宅の整備や道路、上下水道などの生活基盤整備を進めるとともに、保健・医療・福祉対策として、各診療所の設備整備や歯科診療所の新築、在宅福祉・介護サービスの充実、保健・福祉の総合相談施設である保健福祉センターの設置などを進めてきました。

さらに、少子化対策として、妊婦健診料や不妊治療費の助成、子どもの医療費の無料化など、様々な制度を創設し、子育て支援を進めてきたほか、平成17（2005）年に4校あった中学校を統廃合して「南富良野中学校」を開校するなど教育環境の充実も図ってきました。

また、地域の過疎化に伴ういわゆる限界集落^{※2}の増加が全国的に問題となっている中、本町においても地域の過疎化は顕著であることから、地域コミュニティ^{※3}を維持するため、地域の自主的な活動の促進を目的に、「南富良野町自治会活動推進条例」を制定し、住民と行政の協働のまちづくりを進めています。

財政運営では、国の財政状況の悪化が進み、地方交付税が大幅に減額されるなど、取り巻く環境は大きく変化しており、自主財源が乏しい本町は今後も厳しい運営が予想されます。

本町では、人口の減少と少子高齢化から地域の過疎化が進み、また、住民ニーズは多様化・複雑化しており、限られた財源で、事業の優先順位を見極めながら、効率的かつ効果的な行政運営を進めていくことが求められています。

このような中で、住民から寄せられた意見や提言を踏まえ、住民と行政が一体となってまちづくりの指針を策定し、すべての住民が笑顔にあふれ、夢と希望を抱ける魅力あるまちを目指すため、第5次総合計画を策定するものです。

※1 国主導型行政から、地域のことは地域が決める住民主導型・地域主導型行政へ転換すること。

※2 住民の50%以上が65歳以上の高齢者となり、社会的共同生活の維持が困難になった集落。

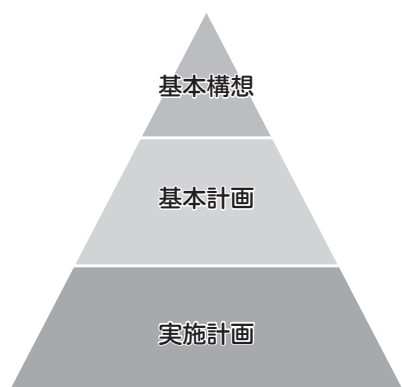
※3 地域社会。共同体。ここでは、主に自治会などの地域社会を指す。

2. 計画の役割と位置づけ

総合計画は、地方自治法第2条第4項の規定に基づき、町行政を総合的かつ計画的に行うために策定されていましたが、地方分権改革推進計画に基づき、地方自治法が改正され、総合計画の策定義務がなくなりました。しかし、総合計画は、各分野の基本的な施策の方向性を示すもので、住民の意見や提言を踏まえ、住民と行政が一体となって策定し、共通の目標となり、すべての行政活動の基本となることから、その役割の重要性は変わるものではなく、本町の最上位の計画として位置づけます。

3. 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」により構成し、その期間と内容は次のとおりです。



- 基本構想（10年間）
平成25（2013）年度～平成34（2022）年度
- 基本計画（10年間）
平成25（2013）年度～平成34（2022）年度
- 実施計画（前期・後期 各5年間）
前期 平成25（2013）年度～平成29（2017）年度
後期 平成30（2018）年度～平成34（2022）年度

【基本構想】

基本構想は、目標年度までの町の展望と課題を踏まえ、まちの将来像を示し、これを実現するための分野別の基本目標等を定めるものです。

【基本計画】

基本計画は、基本構想で示されたまちの将来像、分野別の基本目標等を踏まえ、各部門の現状と課題、基本方針、施策を示すものです。



【実施計画】

実施計画は、基本計画に示された施策を年次ごとに事業化し、予算編成の基礎となるものです。5カ年計画とし、毎年見直しを行うローリング方式により策定します。

年度 (西暦)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
基本構想	平成25年度～平成34年度									
基本計画	平成25年度～平成34年度									
実施計画	前期 平成25年度～平成29年度					後期 平成30年度～平成34年度				

4. 国・道・広域市町村圏の計画

国・道・広域市町村圏の計画は次のとおりです。

① 新たな北海道総合開発計画

- ・策定主体：国土交通省
- ・計画期間：平成20（2008）年度～平成29（2017）年度

本計画は、北海道開発法に基づく北海道の総合的な開発計画であり、北海道が新たな時代の先駆者として、資源・特性を活かした豊かな経済社会づくりを進めるため、次の戦略を目標として多様な主体の連携・協働によって効果的に推進することとしています。

- ・アジアに輝く北の拠点～開かれた競争力ある北海道の実現
- ・森と水の豊かな北の大地～持続可能で美しい北海道の実現
- ・地域力ある北の広域分散型社会～多様で個性ある地域から成る北海道の実現

② 新・北海道総合計画「ほっかいどう未来創造プラン」

- ・策定主体：北海道
- ・計画期間：平成20（2008）年度～おおむね10年間

本計画は、北海道が目指す姿と道筋を明らかにしたもので、道民福祉の向上を基本理念に平成14（2002）年に制定された北海道行政基本条例に基づき策定されたものです。

本町は、「道北連携地域」と位置づけられ、地域づくりの方向として次の目標が掲げられています。

- ・安全・安心な食を育む農林水産業の展開と地域ブランドづくり
- ・豊富な農林水産資源などを生かした産業の集積の促進
- ・木材関連産業の振興、林業の再生など資源循環型産業の振興
- ・風力、木質バイオマス※⁴、バイオエタノール※⁵など新エネルギー導入の促進
- ・山岳や湿原など自然環境の保全・活用と魅力ある観光地づくり
- ・安全・安心で活力ある離島生活の確保
- ・サハリン州との経済・文化交流の促進
- ・安心して暮らせる地域医療の確保
- ・暮らしや産業を支える交通・情報ネットワークの形成

③ 第5次富良野地区広域市町村圏振興計画

- ・策定主体：富良野地区広域市町村圏振興協議会
- ・計画期間：平成20（2008）年度～平成29（2017）年度

上富良野町、中富良野町、富良野市、南富良野町、占冠村の5市町村で策定した本計画では、四季折々の美しい自然環境に恵まれ、生産性の高い農業の展開と雄大な景観を守り育むことを基本理念として、5つ星の自治「5つのまち」と「5つの方針」（支えあい、助け合い、認め合い、自ら考え行動し、小さくてもキラリと光る）を求め、将来のあるべき姿や望むべき地域社会を実現目標として掲げています。



※⁴ 残材や端材、廃材をはじめ、森林、樹木に由来する有機性資源。

※⁵ 生物由来の有機性資源を原料につくられる燃料。



5. 前計画の達成状況

① 将来像 「まほらの 南富良野ー瑞々しい自然、誇れる大地、人のびのび、みなみふらのー」の達成状況

特別養護老人ホーム「ふくしあ」やポテトチップス工場「シレラ富良野」の整備は、福祉の充実や農業の振興、新たな雇用の場の創出など、相乗的な効果を生み、また、「イトウ保護管理条例」や「自治会活動推進条例」の制定は、自然保護・環境教育の推進や住民と行政の協働のまちづくりに一定の成果をあげています。

しかし、農業・商業の後継者不足などの課題は依然として解決には至らず、また、人口減少や過疎化は、新たな課題が生じ、まちづくりは難しい局面を迎えています。

② 目標人口の達成状況

平成24（2012）年度3,000人を目標に、本町では、新たな雇用の場として特別養護老人ホーム「ふくしあ」やポテトチップス工場「シレラ富良野」の整備、民間賃貸共同住宅建設促進事業、農業後継者育成奨学金事業など様々な定住政策を進めましたが、依然として人口の減少傾向は食い止められず、平成22（2010）年の国勢調査人口は、2,814人で目標人口の達成には至っていません。

③ 戦略プロジェクトの達成状況

・まほらの郷プロジェクト

カヌー、ラフティング^{※6}、犬ぞりなどかなやま湖や空知川などの自然を活用した自然体験観光は、活発に行われており、観光ガイドなど若者の定住に一定の成果をあげています。

森林を活用した木質バイオマス事業は、木質チップボイラー^{※7}を中学校とログホテルラーチに導入し事業化が進みました。「まほらの湯」温泉は、源泉の湧出量の減少などから整備には至っていません。

・まほらの業プロジェクト

馬鈴薯集出荷施設の整備、土地基盤の整備、農業後継者育成奨学金制度の創設など農業の安定的な生産体制の確立と農業後継者の育成に取り組んできました。

ニンジンゼリーや南富良野エゾカツカレーなど地元食材を使用した食産業の振興や「鉄道員」^{ほや}ロケセットを保存し観光商業などの振興を進めてきました。

※6 ゴムボートなどを使用して川下りを楽しむレジャースポーツ。

※7 木質チップを専用ボイラーで燃焼し、その熱を効率よく給湯・暖房に利用するシステム。

・まほらの人プロジェクト

高齢者向け集合公営住宅や権利擁護事業※⁸の取り組みなど安心して生活できる居住環境づくりと生活支援の充実を進めてきたほか、健康増進計画「健やかみなみふらの」を策定して住民の健康づくりを進めてきました。

特別養護老人ホーム「ふくしあ」やポテトチップス工場「シレラ富良野」の整備による雇用の場の創出、商工業振興アシスト事業による起業の促進、持家住宅助成や民間賃貸住宅の整備を進めるとともに、移住促進を図るためホームページによる情報提供など定住人口の確保を進めましたが、人口の減少は進んでいます。

すこやか出産支援金の支給や22歳までの子どもの医療費無料化など子育て支援を進めてきたほか、学校教育の充実を目的に中学校を1校に統廃合し、さらに南富良野高等学校の特色づくりの取り組みを行ってきました。



※⁸ 判断力の不十分な認知症高齢者や障がい者が適正な福祉サービスや金銭管理などの支援を受け、財産と権利を擁護する事業。



2 計画の背景

1. 南富良野町の現状

① 沿革

本町は、明治24（1891）年に砂金採取者の入地より開発が進められ、明治33（1900）年にユクトラシベツ原野の区画測設が行われ、翌年より団体移住として伊勢団体、岐阜団体などの入植が進みました。

明治41（1908）年4月に下富良野村戸長役場から分離し、南富良野村外1ヵ村戸長役場が置かれ、昭和7（1932）年に占冠村と組合役場を解消し、南富良野村として独立しました。

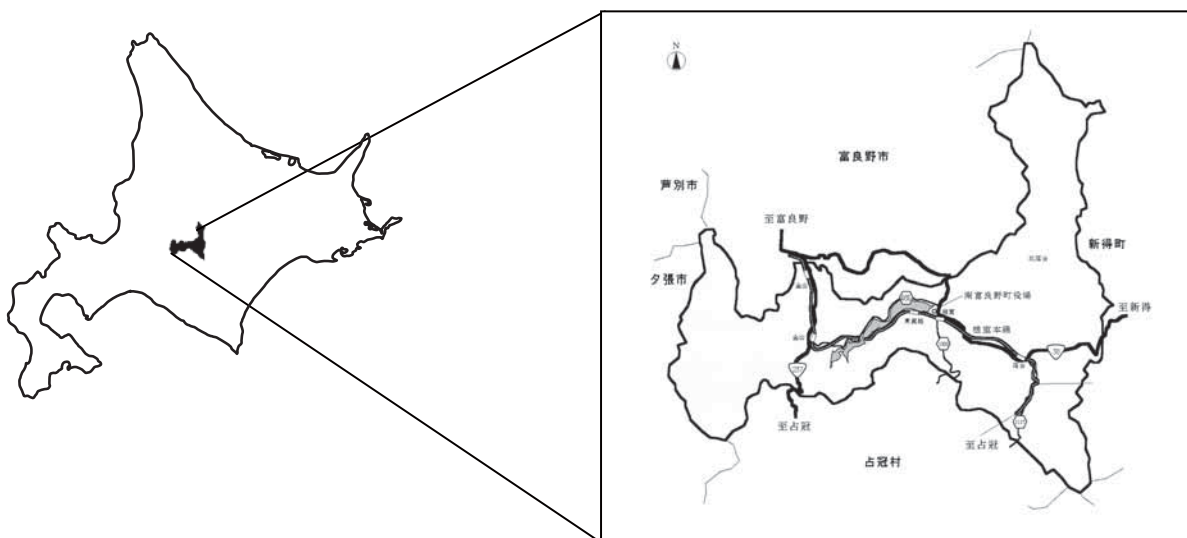
昭和42（1967）年の町政施行により南富良野町が誕生し、平成23（2011）年には開基120年を迎えました。

② 位置・面積・地勢

本町は、北海道のほぼ中央に位置し、北は富良野市、東は新得町、南は占冠村、西は夕張市にそれぞれ接しています。

町域は、東西43.3km、南北45.9km、総面積665.52km²で、北東には大雪山系の十勝岳、南には日高山脈、西は芦別岳、夕張岳を主峰とする夕張山脈が南北に縦走するなど四方が山並に囲まれ、町土の約90%が森林地帯であり、まちの中央部には金山ダムによってできた人工湖「かなやま湖」があります。

南富良野町の位置

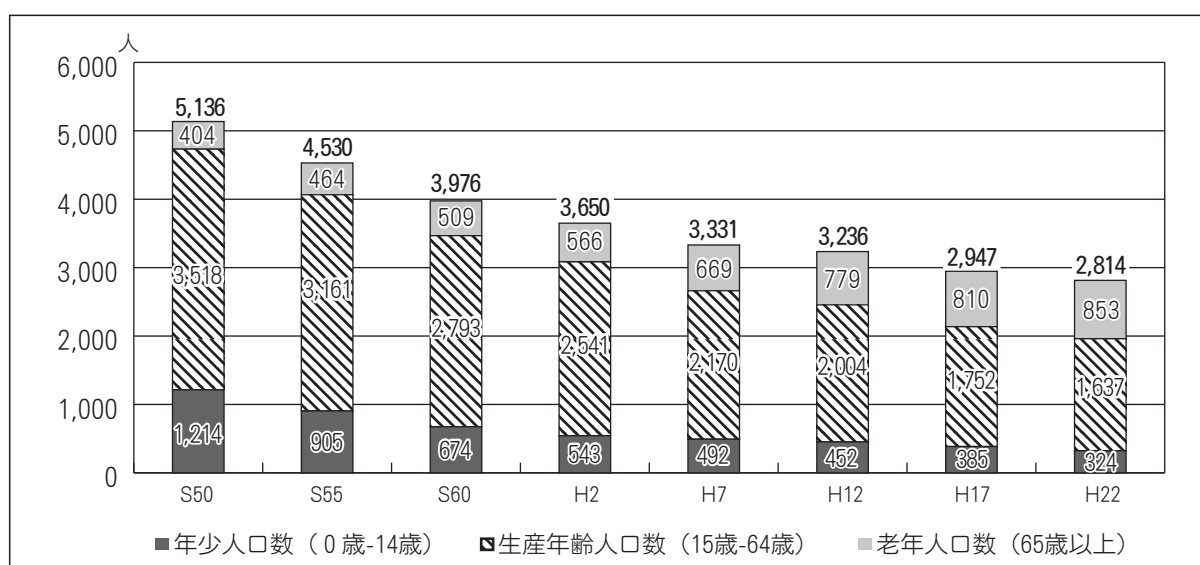


③ 総人口の推移

国勢調査による本町の総人口は、年々減少しており、平成17（2005）年には2,947人と3,000人を下回り、平成22（2010）年には2,814人となっています。

平成22（2010）年の年齢3区分別人口は、年少人口は324人（11.5%）、生産年齢人口は1,637人（58.2%）、老年人口は853人（30.3%）となっており、年少人口及び生産年齢人口は減少し、老年人口は増加しており、少子高齢化が進んでいます。

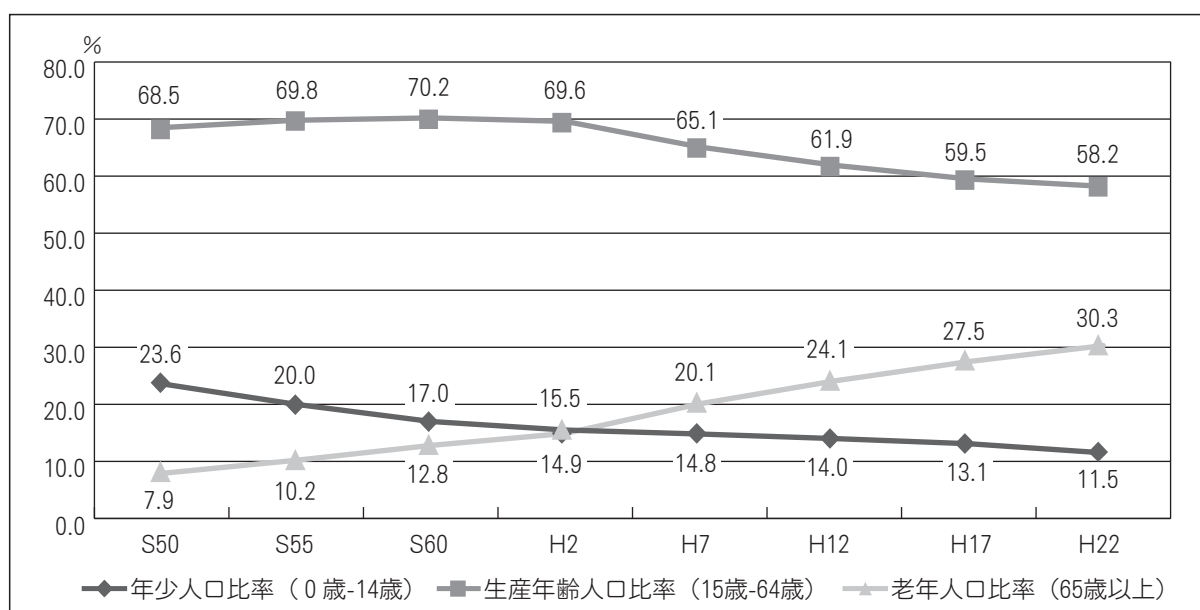
総人口・年齢3区分別人口の推移



注：平成12（2000）年の総人口には年齢不詳1人を含む。

（資料：国勢調査）

年齢3区分別人口比率の推移



（資料：国勢調査）

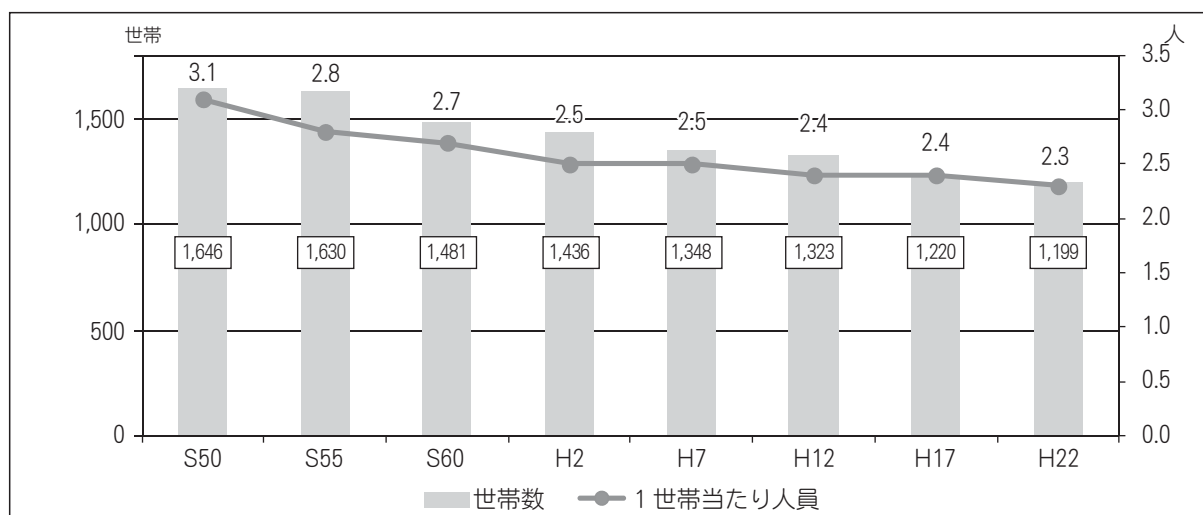


④ 世帯数の推移

昭和50（1975）年の世帯数は1,646世帯でしたが、年々減少し、平成22（2010）年には1,199世帯となっています。

また、1世帯当たり人員をみると、平成22（2010）年では2.3人となっており、微減傾向で推移し、核家族化など世帯構成の多様化が進んでいることを示しています。

世帯数・1世帯当たり人員の推移



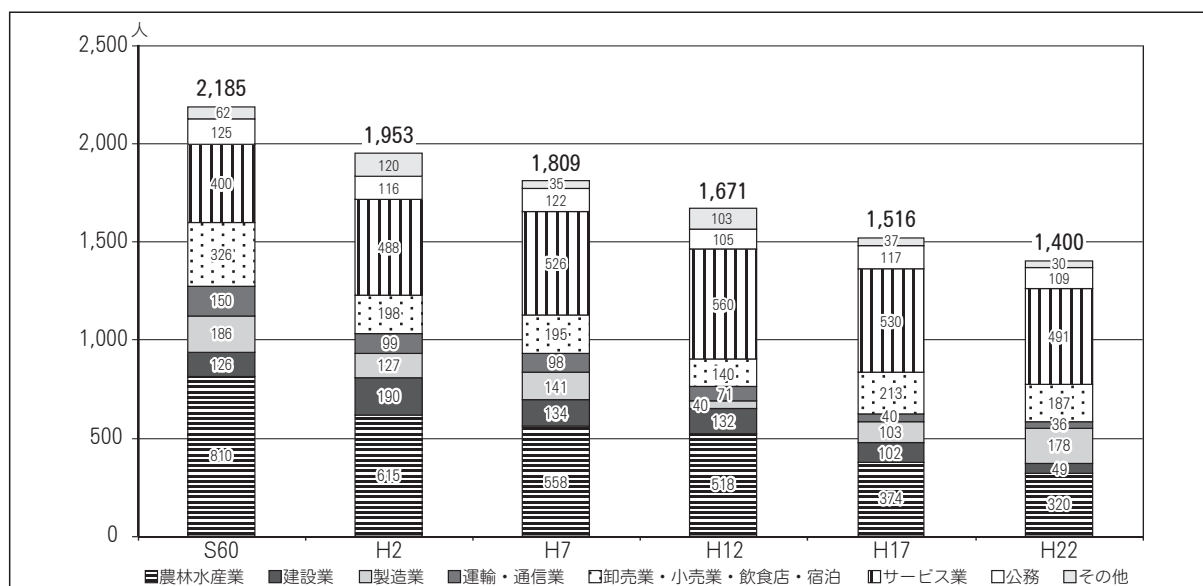
(資料：国勢調査)

⑤ 就業者数の推移

平成22（2010）年の就業者数は1,400人で、年々減少傾向にあります。

産業別では、サービス業が491人と全体の35.1%を占め、次いで農林水産業が320人（22.9%）、卸売業・小売業・飲食業等が187人（13.4%）となっています。

就業者数の推移



注：平成12（2000）年の就業者数には分類不能2人含む。

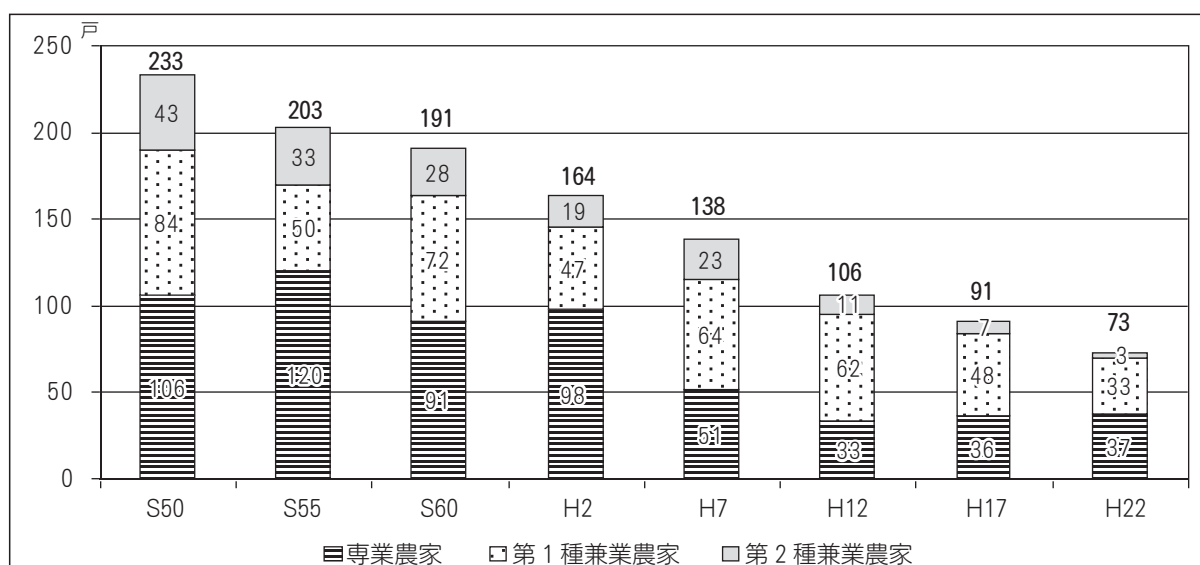
(資料：国勢調査)

⑥ 農業の概況

本町の基幹産業である農業については、平成22（2010）年の販売農家戸数は73戸で、そのうち専業農家が37戸（50.7%）、第1種兼業農家が33戸（45.2%）、第2種兼業農家が3戸（4.1%）となっています。

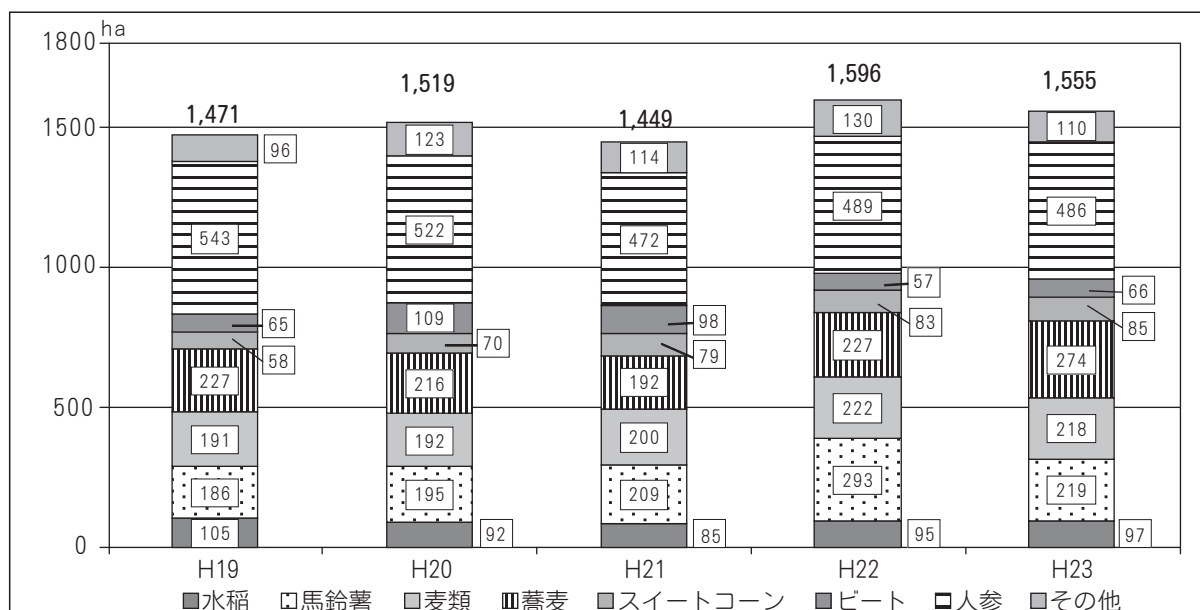
平成23（2011）年の作付面積については、人参が486haと全体の31.3%を占め、次いで蕎麦が274ha（17.6%）、馬鈴薯が219ha（14.1%）、麦類が218ha（14.0%）となっています。

農家戸数（販売農家）の推移



（資料：農林業センサス）

作付面積の推移



（資料：町調べ）

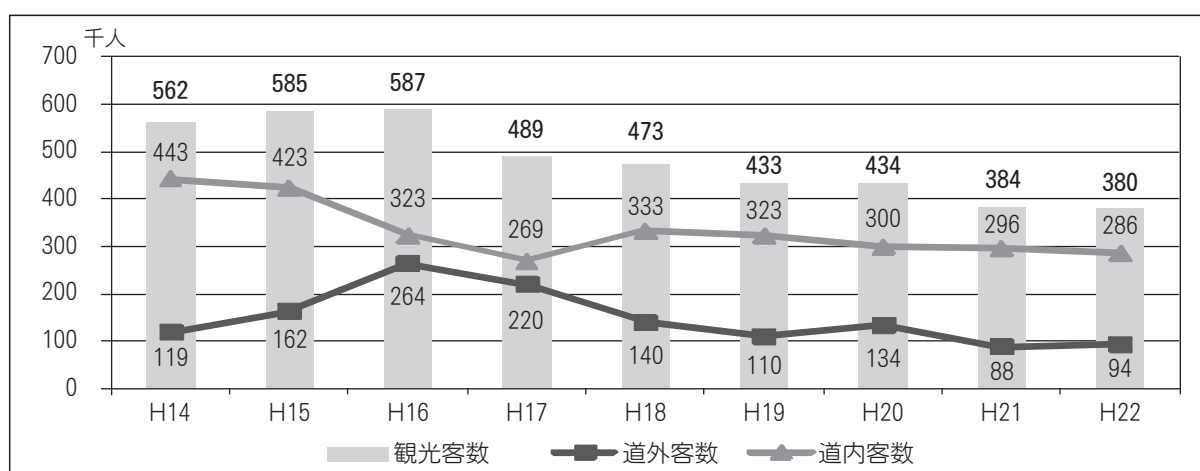


⑦ 観光の概況

本町の主要な観光資源は、豊かな自然を活用したラフティングなどをはじめとする自然体験観光やかなやま湖オートキャンプ場、「鉄道員」ロケセットなどがあげられます。

観光客数については、平成11（1999）年に幾寅駅が「鉄道員」の映画ロケ地になり、放映されたことから増加していましたが、平成16（2004）年度をピークに年々減少傾向となっており、平成22（2010）年度の観光客数は38万人となっています。

観光客数の推移



（資料：町調べ）

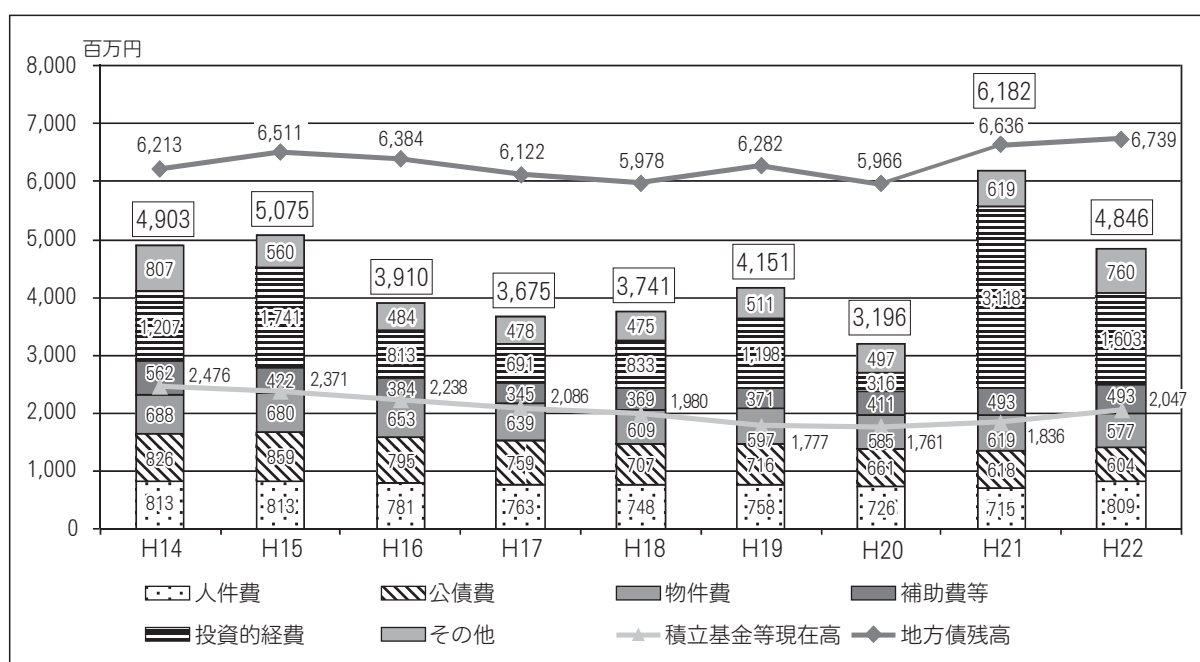


⑧ 行財政の概況

国の財政状況の悪化により、地方交付税が減額されるなど、厳しい財政状況の中、平成16（2004）年度から行財政改革に取り組み、給与の削減をはじめ、職員定数の適正化や事務事業の見直しなどにより歳出削減を実施しています。

地方債残高は平成22（2010）年度末で67億39百万円、積立基金等現在高は20億47百万円となっています。

歳出等の推移



（資料：地方財政状況調査）



2. 総合計画アンケート調査結果概要

「南富良野町第5次総合計画」策定のために実施したアンケート調査結果は次のとおりです。

① 住民のアンケート調査結果の概要

調査対象者	18歳以上の住民1,000人（無作為抽出）
調査時期	平成23年10月
回収数	473件
回収率	47.3%

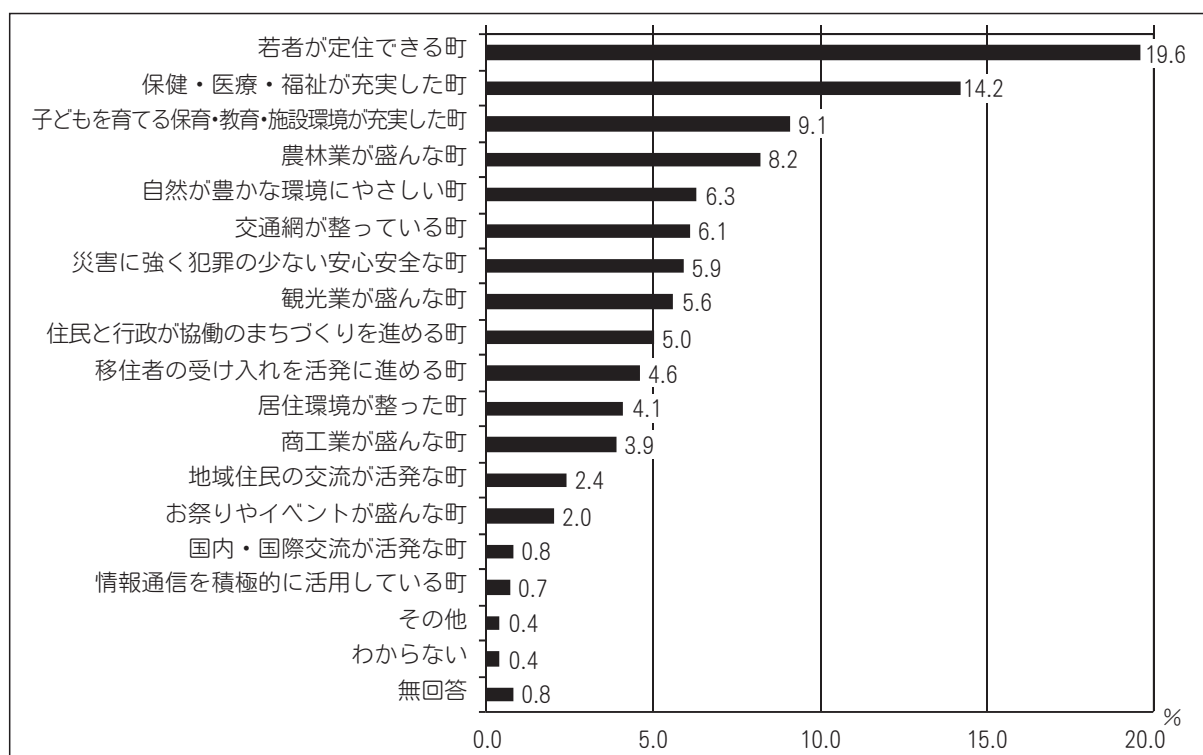
●定住意向

定住意向については、「これからもずっと住み続けたい」と「当分は住み続けたい」をあわせて72.9%となっており、理由としては、「住みなれている」が31.4%となっています。定住意向は、若年層は低く、年齢が高くなるにつれて上昇傾向にあります。

●これからのまちづくり

これからのまちづくりについては、「若者が定住できる町」が19.6%、次いで「保健・医療・福祉が充実した町」が14.2%、「子どもを育てる保育・教育・施設環境が充実した町」が9.1%となっています。

これからのまちづくり（住民）

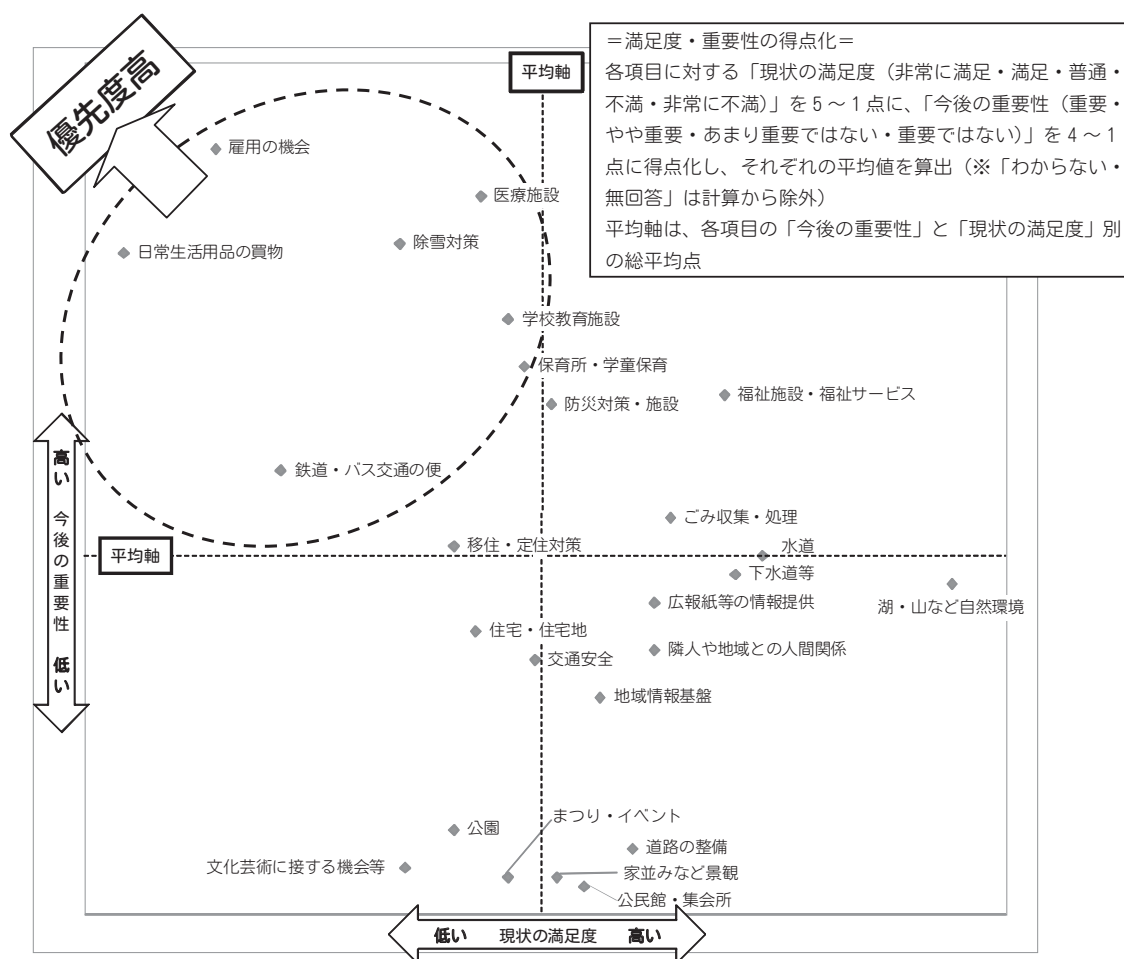


●生活環境の「現状の満足度」と「今後の重要性」

本町の生活環境の「現状の満足度」についてたずねたところ、「非常に不満」と「不満」をあわせた率が最も高いのは「日常生活用品の買物」で、次いで「鉄道・バス交通の便」、「雇用の機会」となっており、買物や交通の便の悪さ、就労の場の不足を指摘する人が多くなっています。

「今後の重要性」については、「重要」と「やや重要」をあわせた率が最も高いのは「医療施設」で、次いで「日常生活用品の買物」、「除雪対策」となっており、医療体制や買物の便、除雪対策を重視する人が多くなっています。また、「現状の満足度」と「今後の重要度」を得点化して、相対比較すると以下のとおりとなっています。

「現状の満足度」と「今後の重要性」の相対比較図



A 現状の満足度：低い 今後の重要性：高い	B 現状の満足度：高い 今後の重要性：高い
C 現状の満足度：低い 今後の重要性：低い	D 現状の満足度：高い 今後の重要性：低い

A	平均値より、「現状の満足度」が低く、「今後の重要性」が高い項目
B	平均値より、「現状の満足度」が高く、「今後の重要性」が高い項目
C	平均値より、「現状の満足度」が低く、「今後の重要性」が低い項目
D	平均値より、「現状の満足度」が高く、「今後の重要性」が低い項目



② 高校生のアンケート調査結果の概要

調査対象者	南富良野高等学校在学学生及び南富良野高等学校以外に通学している町内居住の高校生106人
調査時期	平成23年10月
回収数	79件
回収率	74.5%

●南富良野町への愛着度

全体では、「強い愛着を感じる」と「少し愛着を感じる」が合わせて62.0%ですが、町内に居住している高校生では、79.6%と高い割合になっています。

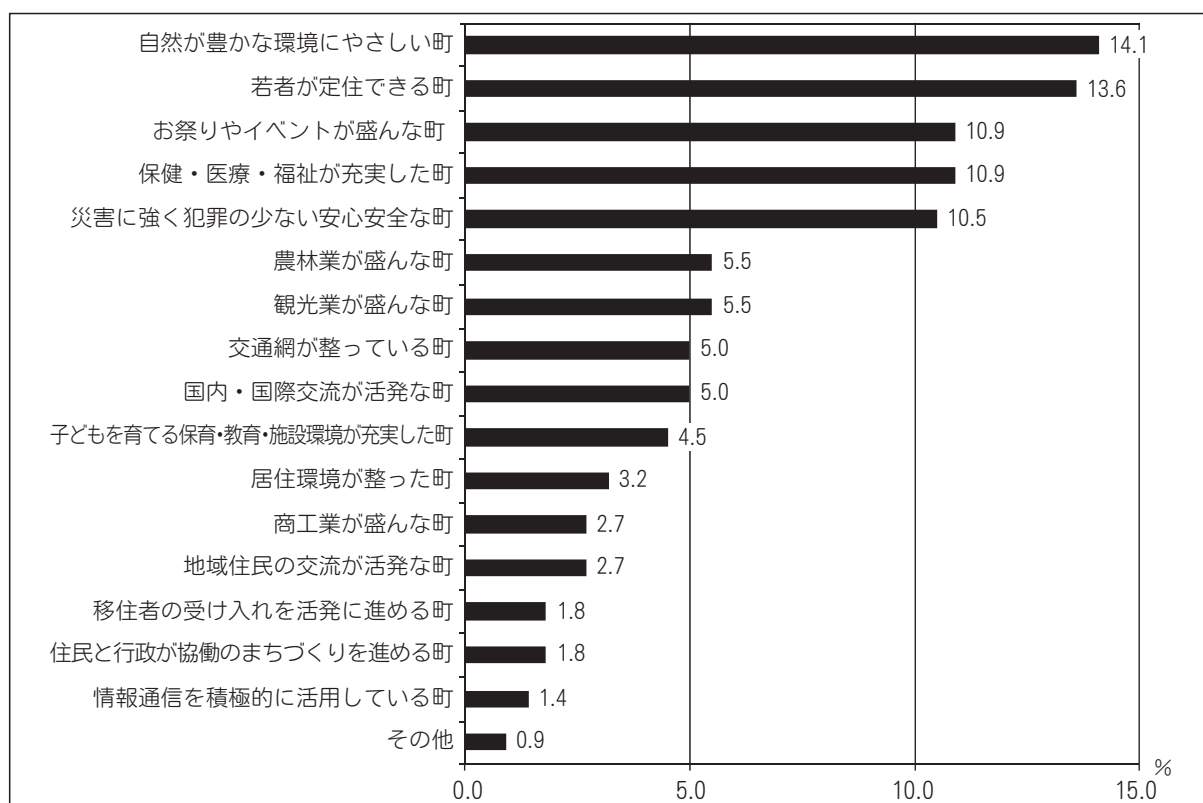
●残しておきたい風景・自然・文化等

「湖水まつり」が36件と最も多く、次いで「自然、風景」が18件となっています。

●これからのまちづくり

これからのまちづくりについては、「自然が豊かな環境にやさしい町」が14.1%、次いで「若者が定住できる町」が13.6%、「お祭りやイベントが盛んな町」と「保健・医療・福祉が充実した町」が同率で10.9%となっています。

これからのまちづくり（高校生）



③ 中学生のアンケート調査結果の概要

調査対象者	南富良野中学校の在校生63人
調査時期	平成23年10月
回収数	63件
回収率	100.0%

●南富良野町への愛着度

「強い愛着を感じる」と「少し愛着を感じる」があわせて73.0%と高い割合になっています。

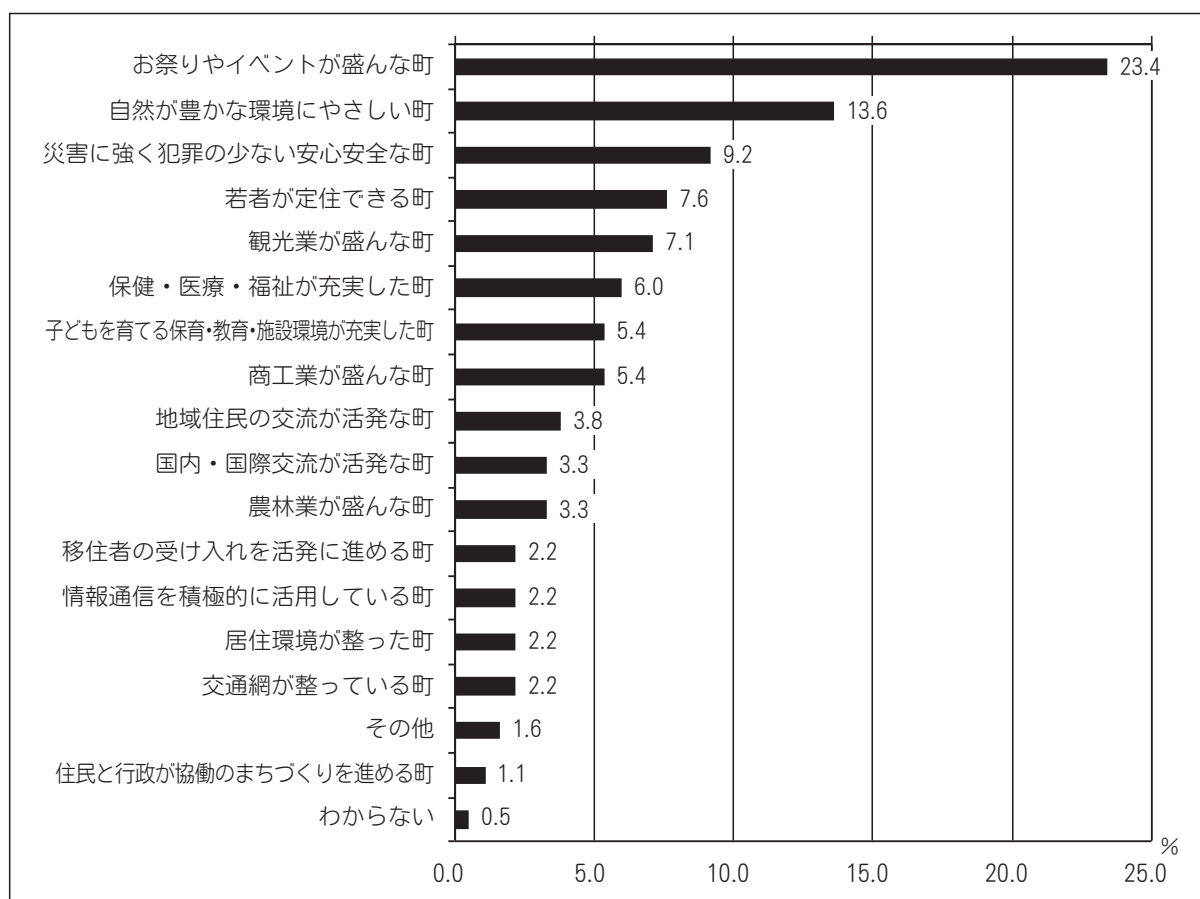
●残しておきたい風景・自然・文化等

「湖水まつり」が32件と最も多く、次いで「自然、風景」が18件となっています。

●これからのまちづくり

これからのまちづくりについては、「お祭りやイベントが盛んな町」が23.4%、次いで「自然が豊かな環境にやさしい町」が13.6%、「災害に強く犯罪の少ない安心安全な町」が9.2%となっています。

これからのまちづくり（中学生）





3. 南富良野町を取り巻く社会・経済情勢等

本町を取り巻く我が国の社会・経済情勢とそれに対応して取り組まなければならない課題などを示しています。本計画では大きく7つのキーワードに集約しました。

① 人口減少と少子高齢化

我が国の総人口は、すでに減少に転じており、今後も長期的に減少していくことが推計されています。少子高齢化も急速に進んでおり、平成22（2010）年の合計特殊出生率^{※9}は1.39と先進国でも低い水準で推移し、また、平成22（2010）年の国勢調査では、高齢化率は22.8%となっています。

本町においても、人口の減少と少子高齢化は進んでおり、このような人口構造の変化により、社会全体の活力の低下や過疎地におけるいわゆる限界集落の増加などが懸念されています。

② 安全・安心な社会

我が国に未曾有の被害をもたらした東日本大震災をはじめとする大規模な地震や異常気象による集中豪雨や台風など、様々な自然災害が発生する中、災害発生が少ない本町においても防災意識の高まりが見受けられます。

また、高齢者や障がい者などを狙った悪質な訪問販売などによる被害が発生する中、住民が安全に安心して生活できるまちづくりを地域ぐるみで進めることが求められています。

③ 環境問題

近年の環境問題は、地球温暖化や酸性雨、さらにはエネルギー・資源の枯渇化など地球規模で対応すべき課題が多くなっています。

このような中、環境保全への意識がますます高まっており、環境負荷の低減や地球温暖化の防止に向け、再生可能エネルギーや省エネルギーの取り組みが進められています。

本町では、林地残材を活用した木質バイオマスエネルギーの導入をはじめ、自然環境の保全、ごみの減量化、省エネルギー対策などを進めてきましたが、循環型社会の形成に向けたさらなる取り組みが求められています。

※9 1人の女性が生涯に産む子どもの平均数。

④ 経済の国際化と地域産業

経済のグローバル化^{※10}が進み、国際的な金融危機から円高が進むなど日本経済は世界情勢に大きな影響を受け、また、TPP^{※11}への参加を巡る動きなど、本町の基幹産業である農業をはじめ、各産業への影響が懸念されています。また、経済情勢の悪化、過疎化、商店の後継者不足などから、地域産業を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。

⑤ 高度情報化

情報通信技術の飛躍的な進歩や携帯電話をはじめとするモバイル端末^{※12}の普及などにより高度情報化が進み、社会のあらゆる分野に大きな変革をもたらし、こうした流れは今後ますます加速することが予想されています。このため、本町では、すべての住民がインターネット^{※13}を利用して情報を円滑に取得できるよう平成22（2010）年度に高速通信基盤の整備を行い、地域間の通信格差の解消を図りました。

今後は、幅広い分野において情報通信網を利用した情報サービスの提供等を行い、地域活性化や行政サービスの向上に役立てていくことが求められています。

⑥ 厳しい行財政運営

国の財政状況の悪化に伴い、三位一体改革^{※14}をはじめとする構造改革が進められ、地方交付税が大幅に削減されるなど、本町は厳しい財政状況にあり、今後もさらに厳しい財政運営が避けられない状況にあります。

このような状況において、住民ニーズの多様化・複雑化、少子高齢化、地域の過疎化に的確に対応していくためには、行財政全般について常に点検・評価しながら、効率的かつ効果的な行財政運営を推進していく必要があります。

※10 地球規模でつながり、広がっていくこと。

※11 環太平洋戦略的経済連携協定。

※12 携帯電話やスマートフォン、ノートパソコンなどの持ち運ぶことができる情報端末装置。

※13 世界規模のコンピュータネットワーク。

※14 補助金の削減、地方交付税の改革、税源の移譲を一体的に行う国と地方の税財政改革。



⑦ 自治会活動の促進と人材育成

人口の減少や少子高齢化による過疎化、ライフスタイル^{※15}の多様化などから、多種多様な住民ニーズがみられますが、これらすべてを行政で解決することは難しく、住民と行政が役割を分担して、課題解決に向けた協働のまちづくりを進める必要があります。また、住民自治活動の基礎となる自治会が重要であり、本町では、「自治会活動推進条例」を制定し、自治会活動を支援しています。また、自治会・各種団体活動の活性化や商業、農業、観光など産業の振興を図るためには、人材育成が重要であり、各分野において人材発掘・育成に取り組み、地域活性化につなげていくことが求められています。



※15 生活の様式・営み方。



基本構想

まちの将来像

分野別の基本目標

重点政策

施策体系図

将来人口

地区別の整備方向

土地利用の方向

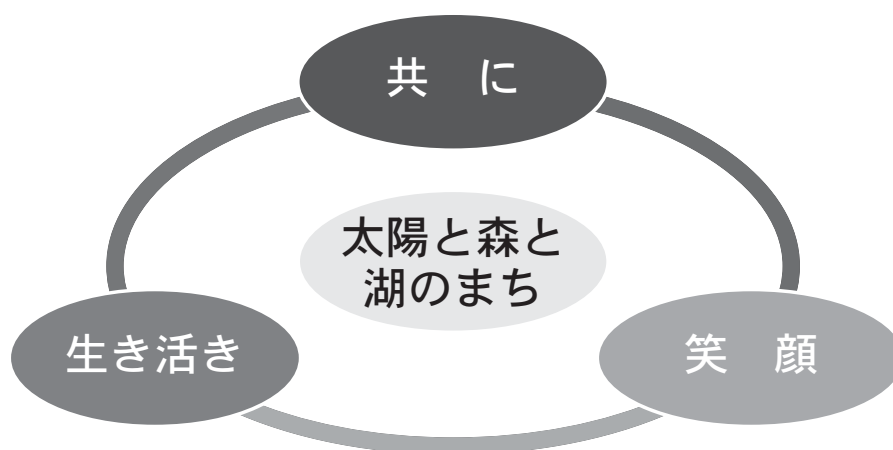


1 まちの将来像

平成14（2002）年度に第4次総合計画を策定し、「まほらの 南富良野—瑞々しい自然、誇れる大地、人のびのび、みなみふらの—」を将来像とし、まちづくりを進めてきました。

これまで取り組んできたまちづくりを継承し、社会・経済情勢の変化に対応しながら、すべての住民が幸せを感じながら、「住み続けられる・住み続けたいと思える」まちづくりのため、農林業・商工鉱業・観光などの地域産業の振興をはじめ、保健・医療・福祉の充実、安全・安心・快適な生活基盤・生活環境づくり、次代を担う子どもたちの育成、住民と行政が協働するまちづくりを目指し、将来像を次のように定めます。

～共に創る 笑顔で 生き活き みなみふらの～ 太陽と森と湖のまち



《共に創る 笑顔で 生き活き みなみふらの》

【共に創る】

住民の支え合いと絆のまち、住民と行政の協働のまち、みんなで創るまち

【笑 顔】

安全・安心・快適なまち、共育^{※1}するまち、人を育むまち、幸せのまち

【生き活き】

活力のある産業のまち、元気な人・まち、豊かな自然のまち、チャレンジするまち

《太陽と森と湖のまち》

豊かな自然と美しい景観に囲まれたまちで、太陽のようにあたたかく森のようにたくましく湖のように清く豊かな夢と希望にあふれるまち

※1 学校、家庭、地域住民が連携して子どもの育成に取り組むこと。

2 分野別の基本目標

まちの将来像の実現に向けて、各分野の基本目標を次のとおり定めます。

基本目標 1（産業分野）

～次代へつなく活力ある産業のまちづくり～

次代へつなく持続可能な地域産業づくりに向け、農林業、商工鉱業、観光、福祉などの振興に努めるとともに、各産業が連携した6次産業や再生可能エネルギーなど新たな産業の創出に努めます。また、住民が地域商店に親しみをもち、互いに支え合う商店街づくりを目指します。

自然に恵まれた本町の特性を活かした自然体験観光の振興と食産業・農林業など他産業との連携及び富良野圏域市町村との広域連携を進めるとともに、新たな体験観光や観光資源の創出を目指します。

基本目標 2（保健・医療・福祉分野）

～幸せに暮らせる健康と福祉のまちづくり～

住民が健康に暮らせるよう、健康づくりなどの保健事業に取り組むとともに、医療体制の維持・充実を進めます。また、高齢者や障がい者などが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、居住環境の整備と福祉・介護サービスの充実を図るとともに、住民と行政が一体となって地域福祉の向上を目指します。

子どもを安心して生み育てられる子育て環境づくりと「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」を目指します。

基本目標 3（生活基盤・生活環境分野）

～安全・安心・快適なまちづくり～

住民が快適に安心して暮らせるよう、道路や公共交通網、住宅、公園、上下水道等の生活基盤の維持・整備を進めるとともに消防・救急・防災対策、防犯・交通安全対策など生活安全の充実に努めます。また、本町の豊かな自然環境の保全を進めるとともに、環境にやさしいまちづくりを目指します。



基本目標4（教育・文化分野）

～学ぶ力・健やかな体・豊かな心を育むまちづくり～

次代を担う子どもたちが心身共にたくましく育つよう、知識と教養、豊かな心、健やかな体など「生きる力」を育てる学校環境の充実を図ります。また、青少年の健全育成を進めるため、学校・家庭・地域社会が連携して共育を進めます。

住民が生涯にわたり、それぞれのライフスタイルに応じて、生涯学習ができる環境づくりをはじめ、優れた文化・芸術にふれる機会の提供や文化財などの保存・継承、スポーツ・レクリエーション活動、豊かな自然とのふれあいなど地域の特性を活かした学習や交流活動に親しめる環境づくりを進めるとともに郷土への愛着心を育みます。

基本目標5（住民協働・行財政分野）

～共に創造するまちづくり～

住民・地域・行政などがそれぞれの役割と責任を担い、協働するまちづくりを目指し、広報・広聴活動の充実や行政情報の提供などによる情報の共有化をはじめ、各種計画策定への住民参画、男女共同参画など幅広い住民参画の機会づくりと自治会への支援による地域における自主活動の促進に努めます。

地方分権・地域主権が進む中、国の財政状況の悪化、経済不況など社会・経済情勢に対応した効率的かつ効果的な行財政運営を進めるとともに、周辺自治体との広域による行政事務事業の連携を進めます。

3 重点政策

まちの将来像の実現に向けて、まちづくりの共通テーマとして重点的に取り組む政策を次のとおり定めます。

重点政策 1 安全・安心なまちづくり

人口減少と少子高齢化が進み、地域の過疎化から地域力の低下や無商店化など、日常生活に支障をきたす様々な課題や防災対策などに対して、住み慣れた地域で安全に安心して暮らし続けられる環境づくりを進めます。

重点政策 2 健やかな子どもの育成

子どもを安心して生み育てられる環境づくりの充実を進めるとともに、次代を担う子どもたちの学校教育、社会教育、スポーツ活動などの充実を図ります。

重点政策 3 地域産業の活性化

基幹産業である農業をはじめ、林業や商工鉱業・観光・福祉などの既存産業の活性化と地域の資源を活かした新たな産業の創出に取り組み、地域活力の向上と雇用の場の創出を目指します。

重点政策 4 自然環境保全と循環する森づくり

森林は、水源のかん養、土砂災害の防止、野生生物の生息環境の保全など多面的な機能を有していることから、森林保全と循環する森づくりを進めるとともに、空知川やかなやま湖など本町の豊かな自然環境を保全します。

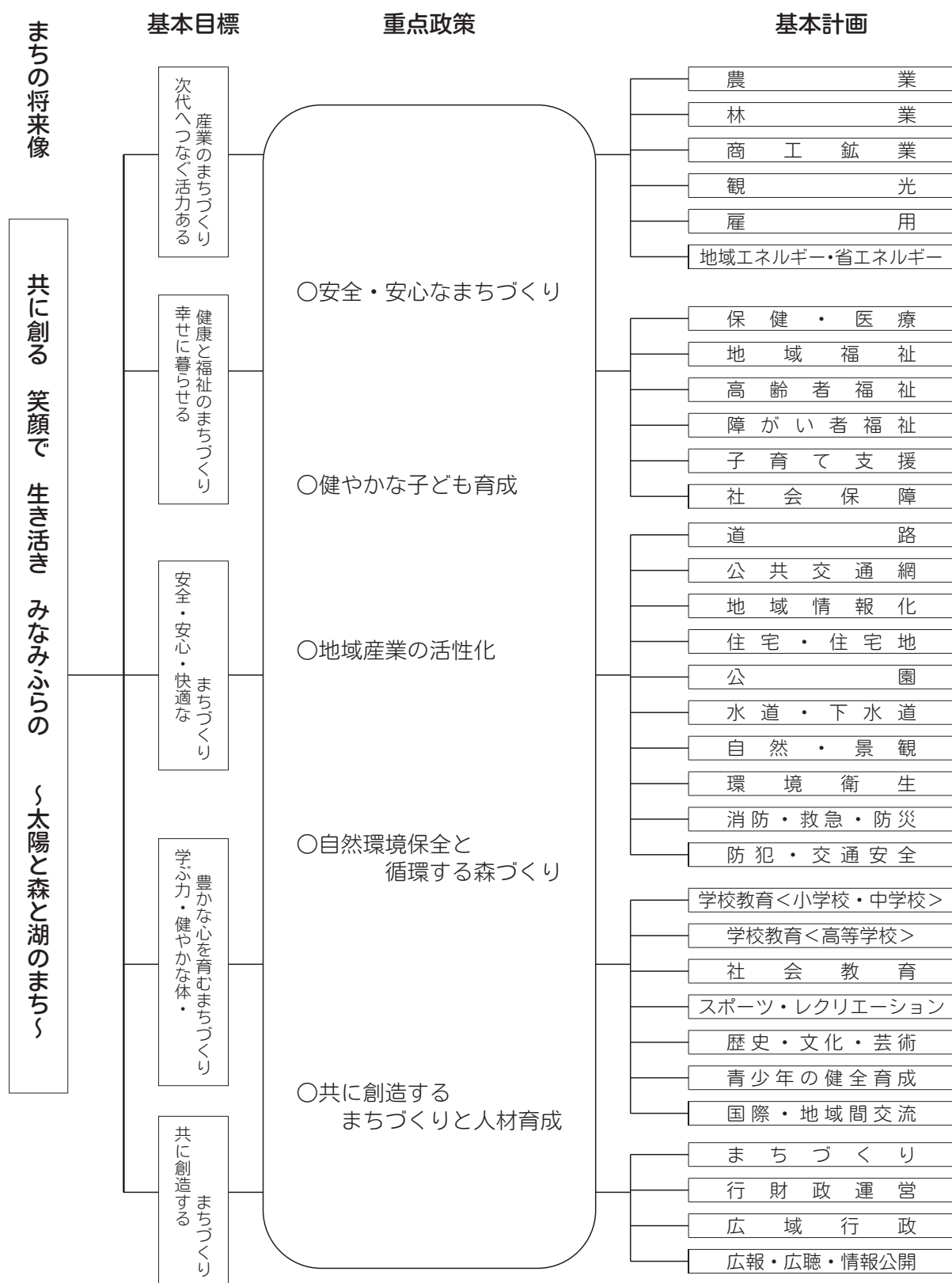
重点政策 5 共に創造するまちづくりと人材育成

過疎化から地域力の低下が懸念されているため、自治会活動を促進するとともに、住民・地域・NPO 法人^{※2}やその他活動団体・行政がそれぞれの役割を担い、協働のまちづくりを進めます。また、これからの各分野を担う人材育成を進めます。

※2 特定の公益的・非営利活動を行うことを目的とする法人。



4 施策体系図



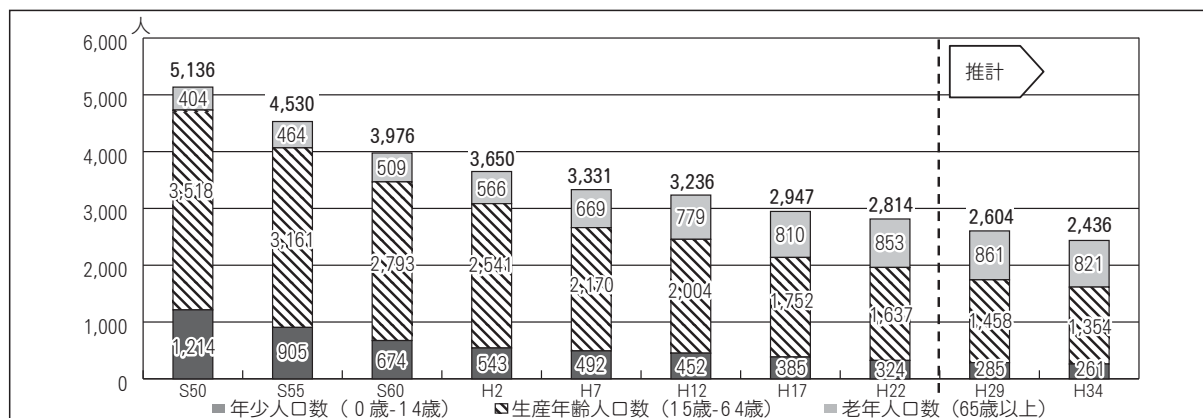
5 将来人口

1. 人口推計

国勢調査による本町の総人口は、昭和40（1965）年をピークに年々減少し、平成22（2010）年では2,814人となっています。

平成17（2005）年と平成22（2010）年の国勢調査に基づき、コーホート変化率法^{※3}により将来の人口推計を行ったところ、目標年度である平成34（2022）年度には、2,436人と推計されます。また、年齢3区分別人口では、年少人口は261人（10.7%）、生産年齢人口は1,354人（55.6%）、老年人口は821人（33.7%）と推計されます。

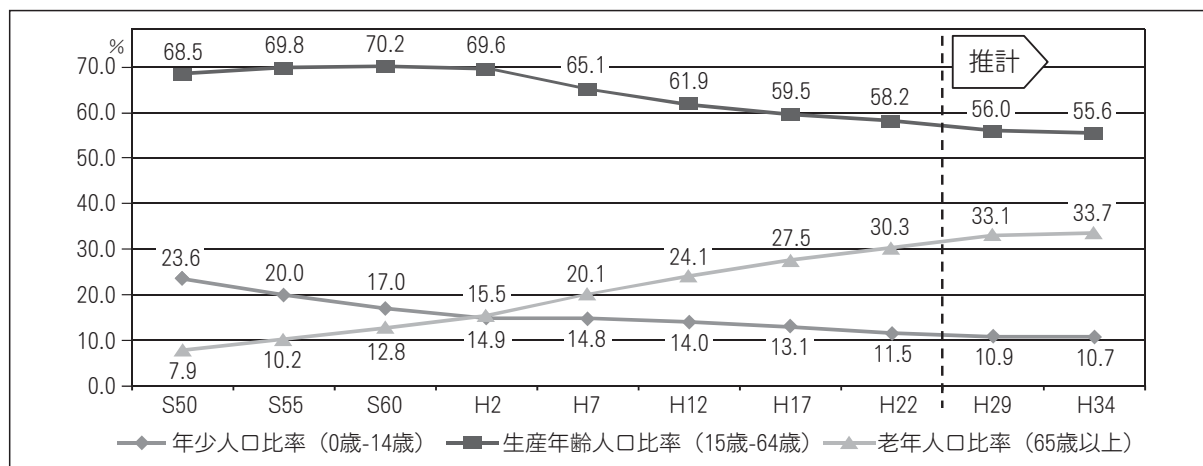
総人口・年齢3区分別人口の推移と推計



注：平成12（2000）年の総人口には年齢不詳1人を含む。

（資料：国勢調査）

年齢3区分別人口比率の推移と推計



（資料：国勢調査）

※3 同時出生集団（コーホート）の一定期間における人口の変化率を計算して推計する人口推計手法。



2. 目標人口

観光・農林業・商工業の振興や住宅・住宅地の整備をはじめ、子育て支援や高齢者・障がい者福祉の充実、移住対策の推進により定住を促進し、平成34（2022）年度の目標人口を2,500人とします。

この目標人口の達成のため、毎年6人、10年間で60人の若者（15歳～39歳）の定住を目指します。

目標人口

区 分	最終実績値	推計値		目標値
	平成22年	平成29年	平成34年	平成34年
総人口	2,814人	2,604人	2,436人	2,500人
年少人口	324人 11.5%	285人 10.9%	261人 10.7%	265人 10.6%
生産年齢人口	1,637人 58.2%	1,458人 56.0%	1,354人 55.6%	1,414人 56.6%
老年人口	853人 30.3%	861人 33.1%	821人 33.7%	821人 32.8%

注1：推計値は、平成17（2005）年と平成22（2010）年の国勢調査結果の男女別・5歳階級別の変化率をもとに推計。

注2：総人口の目標値は、百の位単位で調整。

注3：平成24年9月末の住民基本台帳人口は、2,807人（第4次総合計画目標人口3,000人）。

若年層に新たな定住の場をつくった場合の人口推計

区分	実績値		推計値	
	平成17年	平成22年	平成29年	平成34年
	2,947人	2,814人		
ケースA	現状のまま推移した場合		2,604人	2,436人
ケースB	毎年6人の若者（15～39歳の男女）の定住促進		2,640人	2,510人
ケースC	毎年14人の若者（15～39歳の男女）の定住促進		2,680人	2,600人
ケースD	毎年22人の若者（15～39歳の男女）の定住促進		2,720人	2,690人
ケースE	毎年46人の若者（15～39歳の男女）の定住促進		2,860人	2,980人

注1：新規の定住者は、15～19、20～24、25～29、30～34、35～39歳の男女に等分に割り振っている。

注2：ケースAは現状のまま推移した将来推計。

注3：ケースB以下は、毎年新規の定住者を政策的に確保することを設定して推計。

注4：平成17（2005）年と平成22（2010）年のコーホート変化率を参考として増加推計。

注5：ケースB以下の推計値は、十の位単位で調整。

6 地区別の整備方向

本町は、6つの集落から形成されており、各地区は長い歴史に支えられた風土や社会的、自然的条件のもとで日常生活が行われています。各地区の特性を踏まえ、地区の活性化に向けた整備方向を次のように定めます。

① 北落合地区

広大な農地を活かした大規模農業経営の拠点地区として、農業基盤の整備を進めるとともに人参、馬鈴薯、蕎麦などの農産物のブランド化と農産物の加工や販売の取り組みに努めます。広大な原生林が広がる森林地域とシーソラプチ川の清流、農村景観の保全に努めるとともに、豊かな自然と農業と観光産業との連携に取り組みます。

② 落合地区

空知川などの自然環境の保全と活用を図り、カヌーやラフティング、溪流釣り、犬ぞり、カーリング、フットパス^{※4}などの自然体験観光拠点として、より一層の振興を図ります。また、農業、林業や地域の文化、風俗習慣などを組み合わせたニューツーリズム^{※5}の取り組み、新たな観光資源と産業の創出を進めるとともに、居住環境の充実に取り組みます。

③ 幾寅地区

町の中心地区として、行政・医療・福祉・文化・教育機能の充実・強化を進めます。
商工業の活性化を図り、雇用の場の創出を目指すとともに、鹿肉や農産物などを活用した食産業の振興と観光連携を進めます。
道の駅周辺の整備と観光情報発信機能の充実に努めます。

④ 東鹿越地区

鉱業地域として、周辺道路などの基盤整備による出荷体制の充実に努め、鉱業振興を図ります。かなやま湖森林公園やログホテルラーチやかなやま湖オートキャンプ場を中心とした観光振興を図るとともに、旧東鹿越小学校の利活用を進めます。

⑤ 金山地区

町西部の医療・福祉の拠点地区としての機能の維持・充実に努めるため、高齢者居住施設の整備を進めます。
犬ぞりやラフティングなどの自然体験観光の振興と夕張岳や十梨別溪谷などの自然環境・

※4 その土地の景観や食などを楽しみながら歩くことができる歩行者専用の道。

※5 旅行先での人や自然、文化とのふれあいなどが重視された新しいタイプの旅行。



景観の保全を図るとともに、農業の担い手の確保や離農農地の流動化を進め、農業振興に取り組めます。また、夕張岳や十勝岳連峰を望める高台地区に実のなる丘構想を進め、観光型農園に取り組めます。

⑥ 下金山地区

もち米生産とメロンなど高収益作物の振興を進めるとともに、農業の担い手の確保や離農農地の流動化を進め、経営規模の拡大と農業基盤の整備を進めます。

また、もち米どぶろく「白金山」などの農産物の加工・販売を進め、産地直売所の振興に取り組めます。



7 土地利用の方向

本町を「森林地域」、「農業地域」、「市街地地域」、「鉱業地域」、「自然体験観光地域」の5地域に区分し、総合的かつ計画的な土地利用を進めます。

① 森林地域

森林が持つ多面的な機能を維持するため、天然林の保全や循環する森づくりを推進するとともに、住民の健康増進のため、散策路の整備や保養の場としての活用を進めます。また、極相の森^{※6}などの貴重な景観を保全するとともに、新たな観光資源としての利活用を進めます。

② 農業地域

農地の保全と集積化を進めるとともに、生産性を高めるため農業基盤整備を進めます。地域の気候などに応じた農作物の生産や畜産の振興を進めるとともに、農村景観の維持・保全に努めます。また、観光などと連携した農業体験の拠点づくりを進めます。

③ 市街地地域

自然や街並み景観と調和を図りながら、安全に安心して生活できる居住・生活環境の充実を進めるとともに地域産業の維持・活性化に努めます。また、若者が定住できる住宅・住宅地の整備を進めます。

④ 鉱業地域

自然環境・景観に配慮しながら、周辺道路の整備を進め、鉱業振興を促進します。

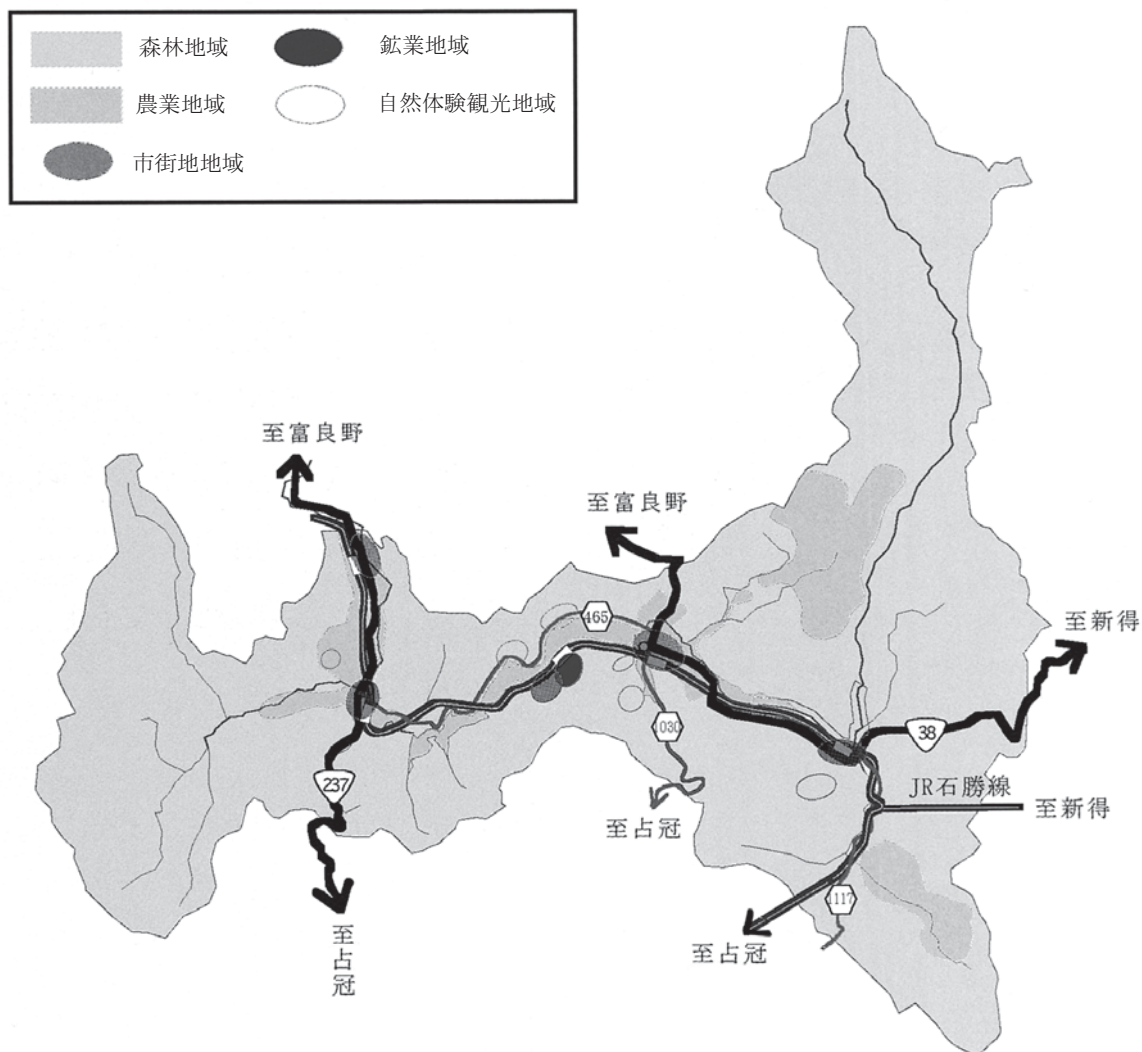
⑤ 自然体験観光地域

かなやま湖周辺や空知川などの自然環境の保全と、これらを活用した自然体験観光を振興するとともに、新たな観光基盤の整備を進め、通年型の観光地づくりを目指します。

^{※6} 野原に草が伸び、木が生え、長い年月を経て移り変わってできた森林の最終段階の状態。ここでは、幾寅内藤地区の水源林地域のこと。



土地利用基本構想図





基本計画





1 農業

現状と課題

我が国の農業情勢は、後継者不足や農業従事者の高齢化、耕作放棄地の増加、TPPへの参加を巡る動きなど厳しい状況にあります。

本町においても、後継者不足や農業経営者、従事者の高齢化から、農家戸数は年々減少し、平成22（2010）年の販売農家戸数は73戸となり、今後も減少することが予想されます。

このことから、平成23（2011）年度に農業後継者育成奨学金制度、平成24（2012）年度には新規就農者等育成条例を制定し、担い手の確保と育成を進めていますが、さらなる取り組みとして、法人化に向けた環境づくりが求められています。また、農業用水や農用地の基盤整備、鹿柵設置などを実施していますが、農業機械の大型化に対応した農道整備を進めるとともに、土づくりや輪作体系の確立、農産物の高付加価値化などの取り組みが求められています。

基本方針

農業経営の安定化と消費者が求める安全・安心な農産物の生産、農産物のブランド化に向けた取り組みを推進し、魅力と活力ある農業を目指します。

主な施策事項

【後継者・担い手の育成と確保】	
	農業後継者育成奨学金制度の継続及び後継者の確保・育成施策の検討
	新規就農者等育成制度による担い手の確保
	法人化による労働力の確保や農業体験実習の受け入れの実施
【農業経営体制の整備】	
	家族経営協定 ^{※1} の締結促進による農業経営の強化
	農業経営の法人化の促進
	ホームページなどを活用した農業従事者の募集による労働力の確保
	高性能農業機械の導入による生産コストの削減や労働時間の短縮など効率的かつ安定的な農業経営の促進
	乳肉牛の預託を促進するなど畜産経営の安定化、育成体制の強化と伝染病・感染症の防疫体制の強化
	高収益作物導入支援による農業経営の安定化

※1 家族農業経営にたずさわる各世帯員が、労働時間、労働報酬など就労条件を決めて働きやすい就業環境をつくるために相互に結ぶ協定。

【農業生産性の向上】

土地基盤整備による農地などの生産性の向上
離農農地や耕作放棄地の幹旋と農地の集積化（人・農地プランの推進）
輪作体系の確立と土づくりなど地力増強事業の推進
国や北海道、関係機関と連携した農業施策の推進
木質バイオマスなど再生可能エネルギーと農業を組み合わせた通年型農業ハウスの事業化に向けた検討
農業車両の大型化に対応した町道・農道の整備
ジャガイモシストセンチュウ※ ² 防除対策の推進
鹿などの有害鳥獣の駆除と食産業部門での活用

【農産物販売・加工の促進】

消費者ニーズに対応した安全・安心な農産物の生産体制の構築とブランド化の促進
馬鈴薯、人参、蕎麦、大根など農産物加工食品づくりの研究・開発、全国に向けた営業展開と農業起業家の育成・支援
学校給食や福祉施設への地元農産物の供給による地産地消の促進
インターネットやイベントなどを利用した農産物のPRと農産物直売所の設置

【農村環境の保全等】

農地や農村景観を保全する地域ぐるみの共同活動の支援
中山間地域の農業生産の維持と耕作放棄地の発生防止
観光農園や農業体験観光など農業と観光の連携
高齢者研修センターの機能移転の検討



※² 主にジャガイモの根に寄生して被害を与える害虫。



2 林業

現状と課題

本町は、森林面積が59,031haと総面積の約9割を占め、広大な森林を有する自然豊かな町です。地球温暖化などの環境問題から森林の持つ多面的な機能が注目され、森林の大切さが再認識されています。

一方、林業を取り巻く環境は、地域林業に将来展望が開けないことにより、森林所有者の経営意欲が低下し、森林整備放棄地や皆伐後の造林未済地の増加が懸念されているほか、森林作業者の担い手不足といった課題もあります。

同時に下流域への良質な水資源の供給や希少淡水魚「イトウ」を代表とする生態系の保全など、自然環境と調和した森林の取扱いが求められています。

このため、本町では、平成23（2011）年度に、本町の森林・林業に関する基本計画である「南富良野町森林・林業マスタープラン」を策定しましたが、今後は、この計画に基づき、3つの目標「健全な森林」、「林業と環境保全の調和」、「元気な森林・林業のまち」を目指し、各種施策を着実に推進していく必要があります。

基本方針

「南富良野町森林・林業マスタープラン」に基づき、林業経営の安定化と循環する森づくりを進め、森林が持つ多面的な機能の維持・向上を目指すとともに、住民の健康増進や観光と連携した森林の利活用を推進します。



主な施策事項

【森林経営の安定化と森林整備の促進】	
森林所有者・林業事業体・森林作業者の3者相互の満足のバランスを安定的に実現することによる民有林林業の持続的発展の促進	
「作業の安全確保」・「安定的な事業量の確保」・「資格取得等の待遇改善」・「誇りとやりがいを高める」ことに重点を置いた森林作業者の育成・確保と通年雇用化の促進	
森林施業プランナー ^{※3} 及び地域に根ざした林業事業体の育成	
森林施業経費助成による安定した林業経営の促進	
国有林・道有林・町有林・民有林と連携した施業の集約化	
林道・作業道等の路網整備と適切な林業機械の利用・導入による森林整備の質の向上と低コスト化の促進	
民有林融資基金を活用した民有林振興の促進	
森林管理情報のデータベース化	
【森林保全の推進】	
水資源のための森林保全をはじめ、森林の多面的な機能の維持・向上と持続する森づくりの推進	
フォレストタウン記念植樹祭など住民が森林に親しむイベントの開催や学校教育や社会教育を通じた自然環境教育の推進	
造林未済地や未整備森林の解消に向けた林地の斡旋・譲渡や管理委託・施業代行、公有林化などの手段の検討	
貴重な天然林（極相の森等）の保全と活用	
希少淡水魚「イトウ」に代表される生態系の保全に配慮した森林整備の促進	
【木材の多面的な利用の促進等】	
公共建築物などへの地元産材利用の促進	
木材の付加価値を高めるための木質バイオマス事業の促進	
【町有林管理】	
健全な森林の育成	
周辺環境に配慮した森林管理	
持続可能な循環施業による事業量の安定確保	
模範林としての町有林の育成・管理	
森林を利活用した観光事業との連携	

※3 施業提案書を作成して森林所有者に提示し、施業の実施に関する合意形成を図るとともに、面的なまとまりを持った施業計画の作成の中核を担う人材。



3 商工鉱業

現状と課題

地域商業は、商業者の高齢化や後継者不足に加え、移動手段の充実や消費者ニーズの多様化等により町外大型店舗に購買力が流出するなど、厳しい状況にあり、町内商店の利用を促進し、住民の日常生活を支える商店を維持するとともに、住民が利用しやすい商店街づくりを進めていく必要があります。

工業では、砂利・砕石業、農産物加工業などがあり、平成21（2009）年にポテトチップス工場「シレラ富良野」の誘致により、新たな雇用が生まれたことから、今後、従業員の定住に向けた取り組みが必要です。

鉱業では、石灰原石が採掘され、道内の製糖所等で使用されているほか、二次加工品として炭酸カルシウムが製造され、土壌改良などに利用されています。

本町の就業者数は、年々減少し、平成22（2010）年国勢調査では、1,400人となっており、減少の抑制を図るためには、地域産業の活性化に向けた多面的な取り組みが必要です。

基本方針

住民や観光客の商店利用を促し、町内消費の拡大を目指すとともに、商業・工業・鉱業などの地域産業の活性化を促進します。

主な施策事項

【商業の振興】

ポイントカードやプレミアム付商品券による町内消費の拡大・啓発の推進
各地域住民の生活に密着した商業の維持・確保
観光客の商店利用を促進する商品やイベント、ホームページ等を活用したPR活動の推進
商業後継者の支援と起業化の促進
商工会の活動支援
農業などと連携した農産物加工食品の研究・開発、販路の開拓
商業者への施設・設備経費の助成
商工会が主体となった、高齢者のニーズに対応した商品やサービスの充実、消費者ニーズの多様化に対応した商店の近代化やサービスの向上、手づくり商品の開発、経営の共同化、情報化などの支援、各種融資制度の利用促進

【企業誘致や起業化の促進】

- 落合地区におけるナチュラルウォーターの製品化の検討
- 金山地区におけるコンビニエンスストアの誘致活動の推進
- 起業化に伴う施設・設備経費の助成

【工業の振興】

- 農協と連携したポテトチップス工場従業員の定住促進
- 後継者の確保・育成や技術研修機会の創出による人材の育成
- 技術の高度化や設備の近代化、経営基盤の強化などの促進
- 農業などと連携した「バタジャが 日本一」の取り組みをはじめとする農産物加工食品の研究・開発、地域ブランド化と全国に向けた販路の開拓の促進
- 振興公社の経営安定化の検討

【鉱業の振興】

- 大型車両に対応した道路整備と鹿越大橋の整備の国・北海道への要請
- 自然環境・景観に配慮した既存鉱業の振興





4 観光

現状と課題

本町では、ラフティング、カヌー、犬ぞりなど豊かな自然を活かし、四季に応じた体験観光が行われています。町の中央には、人工湖「かなやま湖」を有し、ログホテルラーチやオートキャンプ場などの観光施設があります。また、本町は、富良野・トマム・サホロリゾートといった北海道屈指の観光エリアに囲まれています。

本町の観光客数は、平成11（1999）年に幾寅駅が映画「鉄道員」のロケ地となり、その後増加傾向にありましたが、平成16（2004）年度をピークに減少に転じています。

全国各地で観光振興が積極的に行われている中で、本町の特徴を活かした独自性と魅力ある観光地づくりを進めるため、既存の観光事業の振興や新たな観光資源の掘り起こし、観光ガイドの育成、通年型の観光地づくり、ホームページ等を活用した効果的なPRなどの取り組みが求められています。

基本方針

自然体験観光の振興と農林業や食と連携した観光事業を進め、特色と魅力ある観光地づくりを推進します。



主な施策事項

【観光発信力の強化】	
	南ふらの物産センターの観光情報提供機能の充実
	観光情報の一元化とホームページ等を活用した効果的な観光メニューや観光ポイントのPR
	外国人観光客に対応した観光情報提供体制の整備
	富良野広域圏の連携による効果的な観光PR等の推進
【観光事業の推進】	
	観光協会の活動支援と体制強化
	ラフティング、カヌーなどの自然体験観光の推進
	観光地、観光施設などの評価による効果的な観光振興の推進
	観光商業拠点機能の強化と農産物販売所の整備
	観光ガイドの育成
	修学旅行やサマースクール、ウインタースクールの受け入れなどの推進
	ログホテルラーチや保養センター、オートキャンプ場などかなやま湖周辺の観光施設の活性化
	「 ほっぼや 鉄道員」ロケセットの保存と展示コーナーの維持
	自然観光資源の保全と町の花（ヒナゲシ）等を活用した環境美化活動の促進
	「太陽と森と湖の祭典」や各種イベント活動の推進
	農産物やエゾシカなど特産物を活用した食による観光振興
【新たな観光資源の創造】	
	エコツーリズム推進法に基づく協議会の設置と全体構想の策定
	農林業と観光産業との連携及び新たな観光メニューの創出（フットパスなど）
	観光と商業などの複合施設の整備の検討【川の駅（仮称）構想】
	金山地区における「実のなる丘」構想の推進
	地域高規格道路旭川十勝道路などの道路網整備を見据えた計画的な観光地づくりの推進
【観光施設の整備】	
	観光施設のバリアフリー化 ^{※4} の推進
	「道の駅」周辺整備の検討
	町有地等を活用した別荘地の分譲などによる都市住民との交流や地域振興の推進
	住民と連携した花いっぱい運動による街並み景観づくりの促進

※4 段差の解消をはじめ、物理的・精神的な障壁を取り除くこと。



5 雇用

現状と課題

経済のグローバル化により、国際的な金融危機など様々な要因から円高が進むなど、日本経済は世界情勢に大きな影響を受けています。

本町は、働く場所が少なく、若者が都市部へ流出している状況にあります。また、「本町に暮らしたい」と考えている高校生や中学生も多くいることから、企業と学校、関係機関が連携した雇用の創出が求められています。また、高齢者や障がい者などが生きがいを持って暮らせるよう雇用機会の確保を図ることも必要です。

基本方針

商工鉱業、観光、福祉など地域産業の活性化、町内事業者の新規雇用や起業支援による雇用の創出を目指します。また、高齢者や障がい者の雇用機会の確保を進めます。

主な施策事項

【雇用の創出】	
	起業化、既存企業の新規事業開発への施設・設備の支援
	町内事業者の新規雇用促進に係る支援制度の創設
	6次産業の開発の検討、企業誘致などによる雇用の創出
	町内事業所などと連携したジョブバンク制度の普及と情報提供
【地域就労の促進】	
	南富良野高等学校と連携した地域産業の体験実習と地元就労の促進
	地元へ就職した場合における奨学資金貸付償還期間の見直しや免除規定の拡充
	高齢者の雇用機会の確保
	障害者雇用促進法に基づく障がい者の雇用機会の確保
【職業訓練や勤労者福祉の充実】	
	富良野人材開発センターやハローワークなどの関係機関と連携した職業訓練機会の充実
	関係機関と連携した労働相談、職場の衛生や安全管理など働きやすい環境づくりの啓発
	勤労者施設の維持・活用の推進

6 地域エネルギー・省エネルギー

現状と課題

地球温暖化や資源の枯渇化などから、化石燃料の代替エネルギーとして進められてきた原子力エネルギー政策は、東日本大震災、福島第一原子力発電所事故の発生により、見直し気運が高まるとともに、風力・太陽光・水力といった自然から得られる再生可能エネルギーが注目されています。

本町では、環境にやさしい再生可能エネルギーとして、木質バイオマスエネルギーを利活用しており、南富良野中学校とログホテルラーチに木質バイオマスボイラーを導入しています。また、庁舎のLED照明整備や庁用車のハイブリッドカー導入などにより、行政が先導的な省エネルギー対策に取り組んでいます。

今後も、木質バイオマスエネルギーの利活用と水力など新たな地域エネルギーの導入の検討を進めるとともに、省エネルギーを一層推進し、地域活性化と低炭素型社会の形成へつなげていく必要があります。

基本方針

低炭素型社会の実現のため、木質バイオマスエネルギーの利活用に関する取り組みを一層推進するとともに、新たな再生可能エネルギーの導入を目指します。

行政が率先して温室効果ガスの排出削減に努め、省エネルギー対策に取り組むとともに、住民・事業所などへの情報提供・啓発を推進します。

主な施策事項

【地域エネルギーの利活用】	
	公共施設などへの木質バイオマスボイラーやソーラーパネルの設置
	木質バイオマス、小水力、太陽光など再生可能エネルギーの導入の検討
【省エネルギーの推進】	
	地球温暖化防止実行計画の策定
	ハイブリッドカーやLED設備の導入など行政事務事業における温室効果ガスの排出削減
	住民・事業者などへの省エネルギーに関する情報提供と啓発活動の推進
	学校教育や社会教育などを通じた省エネルギーや環境保全に関する教育の推進



7 保健・医療

現状と課題

心身共に健やかに安心して暮らすためには、保健・医療サービスの充実が必要不可欠の要件です。

生活様式や食生活の変化により、生活習慣病が増加傾向にあり、住民健診の受診率の向上や事後指導の充実など疾病予防・早期発見・早期治療に積極的に取り組んでいく必要があります。また、全国的に過疎地域の医師不足が問題となっていますが、本町においては、幾寅・落合・金山地区に診療所があり、3名の医師がおり、また、幾寅地区には歯科診療所があり、1名の歯科医師が確保されています。過疎化が進行する中、引き続き地域医療体制を維持・確保することが求められています。

基本方針

すべての住民が元気に安心して暮らせるよう、健康づくりの促進と医療体制の維持に努めます。

主な施策事項

【保健事業の推進】	
各種がん検診の実施	
保健・医療・福祉・介護・生涯学習部門が連携した健康づくり施策の推進	
生活習慣病予防など健康づくりに関する広報活動の推進や健康講座・運動教室の開催	
食生活改善に向けた食育の推進	
乳幼児健診等の実施	
住民健診の実施及び受診率向上と事後指導・健康相談の実施	
【感染症予防対策の推進】	
インフルエンザなどの感染症や新たな疾病に関する広報活動や予防対策の推進	
乳幼児などの予防接種の無料化	
【母子保健事業の推進】	
妊婦及び乳幼児健診による相談・指導や疾病予防の推進	
家庭訪問による育児相談の実施	

【歯科保健事業の推進】	
「8020運動※ ⁵ 」の推進	
口腔ケアと歯周疾患予防の推進	
【精神保健事業の推進】	
精神障害の予防対策と自殺予防対策の推進	
相談支援の充実と医療機関との連携強化	
社会活動への参加並びに自立と社会復帰の促進	
【医療体制の維持・充実】	
医療体制の維持	
訪問看護、訪問リハビリテーションなどの在宅医療体制の維持	
富良野圏域5市町村の連携による一次救急・二次救急医療体制の構築	
移動困難者に対する交通手段の確保	



※⁵ 80歳で20本の永久歯を残す運動。



8 地域福祉

現状と課題

本町では、高齢化や核家族化、過疎化が進み、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等が増加傾向にあり、地域における福祉ニーズや生活課題はますます多様化・複雑化していくことが見込まれます。

子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らすことができるよう、地域の状況に応じたフォーマルサービス^{※6}とインフォーマルサービス^{※7}の連携が必要です。

このため、「地域福祉計画・地域福祉実践計画」に基づき、住民、自治会など各関係機関と行政が連携するとともに、地域福祉の中核を担う社会福祉協議会の活動支援や福祉を担う人材の育成を進め、より多くの住民・団体などが参画する地域福祉体制の整備を進めていく必要があります。

基本方針

住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、住民、地域、行政、社会福祉協議会等の関係機関が連携して地域福祉の向上を進めます。

主な施策事項

【地域福祉の総合的な推進】	
	地域福祉計画の策定
	多様化・複雑化する住民相談に対応する総合相談窓口の充実
	社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会組織など関係機関との連携
【地域福祉活動の促進】	
	社会福祉協議会の活動支援
	ボランティア団体など各種福祉活動団体の活動支援や福祉の担い手の育成
	高齢者の見守りなど地域の個別課題に対応する集落支援員 ^{※8} の配置
	サロン活動による高齢者や子育て世帯などの異世代・地域交流の促進

※6 国や自治体などの公的機関が法律や制度に基づいて行う福祉や介護などの公的サービス。

※7 家族や友人、地域住民、ボランティアなどが行う非公的なサービス。

※8 集落への「目配り」として、高齢者などの安否確認や困り事相談など幅広い分野で支援する人。

【福祉意識の啓発】	
	学校教育や社会教育、ボランティア体験活動を通したノーマライゼーション※ ⁹ の理念の普及や福祉意識の高揚
	広報紙等を利用した福祉意識の高揚
【バリアフリーのまちづくり】	
	公共施設、住宅、情報などのバリアフリー化の推進
	高齢者や障がい者などの移動手段の確保
【ひとり親家庭への支援】	
	児童扶養手当など公的保障制度の周知
	民生委員・児童委員などによる生活相談活動の充実
	医療費の一部助成など日常生活の支援



※⁹ 障がい者や高齢者等、誰もが共に生活を送れることが普通の社会であるという考え方。



9 高齢者福祉

現状と課題

本町は、平成20（2008）年度に特別養護老人ホーム「ふくしあ」を金山地区に整備し、町域を西部圏域と東部圏域に分けて高齢者福祉サービスを提供する体制を構築しました。

「本町に住み続けたい」と考えている高齢者が多くいる一方、外出や買い物、除雪など日常生活上の支援を希望している人が多くいます。

高齢化が進む中、すべての高齢者が安心して暮らせるよう、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、事業を計画的に展開することが必要です。

基本方針

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢者福祉の向上を進めます。

主な施策事項

【高齢者福祉サービスの充実】	
	介護サービス利用者負担軽減事業の実施
	高齢者生活福祉センターの適正入居と維持管理の実施
	高齢者在宅生活支援サービス ^{※10} の充実や日常生活自立支援事業 ^{※11} 、成年後見制度 ^{※12} の普及
	市民後見人養成や社会福祉協議会による法人後見事業の推進
	ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯を見守る集落支援員の配置と緊急通報システムの導入
	養護老人ホームの適正入所の実施
【交通弱者対策の推進】	
	福祉移送サービスの利用料助成と通院などの外出支援サービスの実施
	買い物弱者などに対する移動支援の実施
【社会参加の促進】	
	高齢者事業団の育成と活動支援
	老人クラブの育成と活動支援
	敬老会の開催と敬老記念品給付による外出活動の拡充支援

※10 在宅高齢者等に、ヘルパーや配食サービスなどの福祉サービスを提供する事業。

※11 認知症高齢者や障がい者等が社会福祉協議会と契約し、福祉サービス等の利用援助を受ける事業。

※12 判断力の衰えた認知症高齢者や障がい者などの財産、生活等を保護する制度。

【高齢者福祉施設の整備】	
特別養護老人ホーム「一味園」の長寿命化に対する支援と将来的改築の検討	
幼老共生型施設の整備	
老人憩いの家などの高齢者の活動拠点施設の維持管理	
【介護保険の安定化】	
広報活動による介護保険制度の周知、保険料徴収率の向上	
介護予防事業の展開による介護給付費の適正化	
【介護予防事業等の充実】	
地域包括支援センター機能の強化	
生きがいデイサービスなど介護予防、日常生活支援事業の推進	





10 障がい者福祉

現状と課題

障がい者に関する制度は、平成15（2003）年4月に支援費制度が施行され、平成18（2006）年4月に障害者自立支援法へ移行、さらには、現在、障害者総合支援法の整備が行なわれるなど様々な制度改正が進められるとともに、市町村の役割は高まっています。

本町には、知的障がい者の入所施設やグループホーム^{※13}をはじめ、日中活動施設として、「なんぷ〜香房」などがあります。障がい者が地域で自立して生活できるよう、福祉サービスの充実をはじめ、相談機能の充実や社会参加活動の支援などが求められています。

基本方針

ノーマライゼーション社会の形成を目指し、障がい者が自立して地域で安心して暮らせるよう障がい者福祉の向上を進めます。

主な施策事項

【障害福祉サービスの充実】	
	総合相談体制の充実と障害福祉サービスや各種障害手当などの周知
	障がい者の就労支援の推進
	日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及
	富良野圏域の連携による障害福祉サービス提供体制の維持・充実
	障がい者の自立支援を図るための保健・医療・福祉・教育部門の連携
【福祉教育の推進】	
	学校や地域における福祉教育や交流活動、ボランティア体験などによるノーマライゼーション理念の普及
【障がいを持つ子どもへの支援】	
	障がい児やその家庭への障害福祉サービスの提供と相談支援の充実
	障がいを持つ乳幼児に対する保育体制の充実
	専門医療機関などと連携した療育支援体制の充実
	乳幼児健診、健康相談などを通じた障がいの早期発見及び早期支援

※13 障がい者等が援助を受けながら共同で生活する住宅。

【施設整備の推進】

障がい者の利用に配慮した公共施設などのバリアフリー化

【交通弱者対策の推進】

特定疾患患者通院費助成の実施

移動困難者などに対する通院・買い物などの交通手段の確保





11 子育て支援

現状と課題

核家族化の進行や共働き家庭、ひとり親家庭の増加などから、子育て支援を必要とする家庭が増加傾向にあり、あわせて子育てニーズの多様化と複雑化が進んでいます。

このため、次世代育成支援行動計画を策定し、安心して子育てができるまちづくりを目指し、医療費や予防接種の無料化など様々な取り組みを実施していますが、今後とも、子育て支援を重点施策として位置づけ、多面的な施策を推進していく必要があります。また、本町には、幾寅保育所と金山保育所がありますが、施設の老朽化などから、建替をはじめ、幼保一体化や乳幼児期に応じた保育の質の向上などが求められています。

基本方針

子どもを安心して生み、健やかに育てていくことができるよう、子育て支援の充実と地域全体で子どもを育てる共育を推進します。

主な施策事項

【保育サービスの充実】	
認定こども園（幼保一体化）の導入	
一時保育や障がい児に対応した保育士の加配など保育の充実	
地域子育て支援センターの機能強化	
広報紙などを活用した保育所の活動状況などの周知	
保育の質の向上を図るための研修会の実施	
【保育所施設の整備】	
幾寅保育所、金山保育所の改築	
【子育て活動の支援】	
放課後児童クラブ活動の運営支援の実施	
育児ボランティア活動の支援や育児講演会の開催	
【子育て家庭への経済的支援】	
子ども医療費や各種予防接種の無料化	
妊婦健診の助成やすこやか出産支援金事業の実施	
特定不妊治療費の一部助成の実施	

【健康増進の啓発】	
	乳幼児健診、健康教育、健康相談、家庭訪問指導等の充実
	食育の推進と育児講演会の開催
【児童虐待防止対策の推進】	
	保育所、学校、民生委員・児童委員などとの連携による児童虐待の早期発見・早期対応・相談支援の充実
	南富良野町子どもを守る地域協議会の機能充実
【施設環境等の充実】	
	幼児や児童生徒の交通安全運動の促進
	公園等の遊具の安全性の確保





12 社会保障

現状と課題

医療保険制度は、高齢化や医療技術の進歩、生活習慣病の増加などから医療費が年々増加しています。平成20（2008）年度に後期高齢者医療制度が創設されるとともに、増加する医療費の抑制のため、特定健康診査や特定保健指導が制度化されました。

本町では、住民健診の受診率向上や保健指導の充実を通じて生活習慣病等の疾病の重度化を防ぎ、医療費の適正化に努め、保険制度の安定的な運営を推進しています。

国民年金については、少子高齢化が進み、受給世代と現役世代の負担のあり方など制度の見直しが進められている中、住民に制度の趣旨を理解してもらうよう広報紙や年金相談などを通じて啓発を進めていくことが必要です。

低所得者に対し、生活支援を行い、生活の安定化を進め、また、長引く経済不況や疾病などにより様々な状況にある生活困窮者に対し、生活保護制度を適正に運用するとともに、民生委員・児童委員や関係機関と連携し、相談・指導・援助により自立に向けた取り組みを進めていくことが必要です。

基本方針

住民が安心して健康に暮らせるよう、国民健康保険制度の安定的な運営をはじめ、社会保障制度の充実を進めます。

主な施策事項

【医療保険制度の安定化】

国民健康保険事業の安定的な運営を図るための国民健康保険税の収納率の向上

南プミニドックの受診率の向上と保健指導の充実による生活習慣病等の疾病の予防と早期発見・早期治療による医療費の適正化

医療費通知の実施、レセプト※¹⁴点検の強化、ジェネリック医薬品※¹⁵の利用促進、広報活動による医療費に関する個人意識の啓発、多受診者の把握と健診相談、訪問指導の推進による被保険者の受診と医療費の適正化

後期高齢者医療制度の周知と広域連合と連携した安定的・健全な運営の推進

※¹⁴ 患者が受けた診療について、医療機関が市町村等の保険者に請求する診療報酬明細書。

※¹⁵ 新薬の特許期間終了後に発売される、同等の成分・効き目で比較的安価な医薬品。

【国民年金制度の啓発】	
	国民年金制度の周知徹底による未加入者の加入促進
	国民年金制度の相談体制の充実
【福祉医療制度の啓発】	
	重度心身障害者医療費制度などの障がい者医療制度の周知
【生活保護の適正運用と自立支援】	
	生活保護制度の適正運用と各種社会保障制度や生活福祉資金貸付制度の周知と活用の促進
	民生委員・児童委員や関係機関と連携した生活保護世帯の相談・支援による自立促進
【低所得者への生活支援】	
	在宅高齢者やひとり親世帯に対する経済的支援





13 道路

現状と課題

本町は、国道38号、237号が主要幹線となっており、国道の舗装率は100.0%です。道道は、金山幾寅停車場線、落合停車場線、石勝高原幾寅線、夕張新得線の4路線があり、舗装率は75.7%です。町道は、150路線、総延長205kmで、改良率は49.9%、舗装率は43.8%です。また、平成23（2011）年10月に北海道横断自動車道の夕張から占冠間が開通され、道央圏と高速道路で結ばれました。

道路は、住民の日常生活や産業、観光を支える重要な生活経済基盤であり、未改良道路の改良舗装化、急カーブや急勾配の緩和など、安全で便利、快適な道路整備が求められています。

基本方針

道路の安全性・利便性・快適性の向上のため、国道・道道などの整備要請と町道の計画的な整備を進めます。

主な施策事項

【国道・道道・地域高規格道路の整備】	
	地域高規格道路旭川十勝道路の整備の要請
	落合停車場跨道橋及び石勝高原幾寅線の整備の要請
	国道・道道の急カーブ・急勾配の緩和や歩道未設置区域などの整備の要請
	国道・道道・歩道の除雪体制の充実の要請
【町道の整備】	
	市街地の未舗装道路や老朽化した道路の改修と歩道未設置区域の整備
	橋梁長寿命化対策の推進
	大型化する鉱山・農業車両に対応した道路の整備
	鹿越大橋の整備の国・北海道への要請
	町道や歩道の除雪体制の充実
	除雪車両及び道路維持機械の計画的な更新
	住民及び関係機関、各種団体と連携した道路の環境美化活動の推進

14 公共交通網

現状と課題

本町の公共交通機関は、鉄道については、落合から下金山までを結ぶJR根室本線が運行しており、民間バス路線については、帯広から旭川を結ぶ都市間バス路線及びトマム地区より落合、幾寅の路線と占冠中央より金山、下金山を経由し富良野市を結ぶバス路線があります。また、本町では、各地域間を結ぶ町営循環バスの運行を行っています。

自家用車の普及により、公共交通機関の利用が減少していますが、過疎化から商店や診療所がないなど日常生活用品の買い物や通院などに長距離移動が必要な地域もあり、自家用車を持たない、運転ができない高齢者などに対して、移動手段の確保・充実が求められています。

現在、町営循環バスはスクールバスと一体運行を実施していますが、利用が少ない区間や運行時間帯があることから、効率的な運行形態の確立による持続可能な地域公共交通の構築をはじめ、利便性の向上や交通弱者対策の充実が求められています。

基本方針

公共交通機関である鉄道と都市間バスを維持するとともに、町営循環バスの効率的な運行と利便性の向上、交通弱者対策を進めます。

主な施策事項

【JR 根室本線等の維持・充実】	
	根室本線対策協議会に参画し関係市町村と連携した、JR 根室本線及び富良野線の列車運行体系の確保と地域観光資源の一層の維持・充実の要請
	「ノロッコ号」などのイベント列車の運行維持の要請
	「 ぼっぼや 鉄道員」ロケセットの保存や展示コーナーの維持
【民間高速バスの維持・充実】	
	都市間を結ぶ広域バス路線の維持・充実の要請
【町営循環バスの維持・充実】	
	フィーダー系統 ^{※16} などによる持続可能な地域公共交通の確保
	循環バスの計画的な更新と高齢者などが利用しやすい車両の導入

※16 地域の鉄道駅などの交通機関に円滑に乗り継ぎができる系統。



【交通弱者対策の推進】

高齢者や児童などの交通弱者の活動が広がり利用が高まる運行形態の確立

福祉と連携した公共交通体系の構築



15 地域情報化

現状と課題

情報通信技術の飛躍的な進歩により高度情報化が進み、各分野において利活用が行われています。本町では、平成22（2010）年度に地域間の通信格差を解消するため、高速通信回線網（光回線）を町全域に整備しました。また、地上デジタルテレビの難視聴地区の解消のため、光回線を利用した再送信施設を一体的に整備しました。

今後は、ホームページを利用した行政情報の提供や「見やすい・見たい」と感じるコンテンツ^{※17}の充実を図るとともに、パソコン教室の開催などによりインターネットの普及を促進していく必要があります。

また、商工業や観光、教育、福祉などの各分野において利活用を進め、住民生活の利便性の向上や地域の活性化に役立てていく取り組みが必要です。

基本方針

地域情報化を推進し、行政情報の提供や商工業、観光、教育、福祉などの各分野における利活用を進めるとともに、インターネットの普及を促進します。

主な施策事項

【地域情報化の推進】

見やすいホームページの作成と行政情報の提供
最新の行政情報を幅広く迅速に提供できる体制の構築（CMS ^{※18} の導入）
住民や各種団体などと連携したホームページの構築
公共施設の予約システムや電子申請など情報通信基盤を利用した行政手続きシステムの整備
パソコン教室の開催や公共施設へのパソコンの配置による地域情報化の環境づくり
情報通信網を利用した日常生活支援体制の構築
地上デジタルテレビ放送再送信施設やテレビ中継局の適正な維持更新

※17 ホームページ等で提供される情報内容。

※18 コンテンツマネジメントシステムの略で、ホームページを統一的・体系的に管理し、更新・配信する仕組み。



16 住宅・住宅地

現状と課題

本町の公営住宅は、昭和30（1955）年度に始まり、125棟、389戸がありますが、老朽化が進んでおり、「住宅マスタープラン」を策定して計画的な建替を進めています。

公営住宅では、入居要件の制約があることから、単身者や収入要件を満たさない人々の住宅が不足しているなどの意見があり、需要と供給のバランスを保ちながら行政と民間が連携した住宅の整備や空き家住宅の活用が求められています。また、高齢化に対応したバリアフリー化や若年層世帯と高齢者世帯が集合した見守りができる居住環境づくりを引き続き進めていく必要があります。

さらに、人口減少を抑制するため、持家住宅の建設助成や住宅地の分譲など、定住と移住の促進に向けた取り組みが求められています。

基本方針

「住宅マスタープラン」に基づき、公営住宅の計画的な建替を進めるとともに、民間賃貸住宅の整備を促進します。また、高齢者や障がい者に配慮したバリアフリー住宅の供給など快適で安心できる住宅環境づくりと定住・移住対策を進めます。

主な施策事項

【公営住宅の整備】

住宅マスタープランに基づく公営住宅の計画的な建替と取り壊し

公営住宅の計画的な維持補修

高齢者や障がい者が快適に安心して住めるユニバーサルデザイン化^{※19}や集合住宅の整備

高断熱住宅や高耐久性住宅などの優良住宅の整備や地場産材の利用

自然落下型、耐雪型など克雪住宅の整備

※19 乳幼児から高齢者まですべての人が使いやすいように施設や建物、空間などをデザインすること。

【民間・持家住宅の整備促進と定住・移住対策の推進】

建設費の助成による民間賃貸住宅の整備促進

新築、購入、建替、増改築、リフォーム費などの助成と住宅地の分譲による持家の促進

移住体験住宅の整備

空き家の情報収集やホームページによる空き家及び公営住宅空室状況の情報提供

ホームページを活用した定住・移住対策のPRと移住相談の充実

安全・安心な居住環境を確保するため危険廃屋などの解体、撤去経費の助成等の推進





17 公園

現状と課題

本町には、身近な公園として、農村公園、ふれあい公園などがあるほか、かなやま湖森林公園や鹿越園地があり、住民のみならず、多くの観光客が訪れる観光資源となっています。また、団地内公園が点在していますが、遊具の老朽化や管理の不十分さなどの問題も見られます。

子どもたちや高齢者などの憩いの場、遊びの場、交流の場として、公園の維持管理の充実が求められています。

基本方針

住民の憩いの場と魅力的な観光地づくりに向け、公園などの維持・充実を推進します。

主な施策事項

【公園の充実】

緑地公園などの維持管理の充実

住民、地域と連携した身近な団地内公園の維持管理の推進

段差の解消や障がい者用トイレの設置など公園のユニバーサルデザイン化

危険遊具の点検・改修



18 水道・下水道

現状と課題

本町の水道施設は、簡易水道・専用水道施設であり、平成23（2011）年度末の水道普及率は94.0%となっていますが、今後とも、生活に欠かすことのできない水を安全かつ安定的に供給できる体制を維持することが必要です。

下水道は、幾寅・東鹿越・森林公園地区を処理区域として、平成11（1999）年3月に供用を開始しており、平成23（2011）年度末の水洗化率は、96.0%です。下水道処理区域外の地域においては、快適な生活環境づくりのため、設置費と維持管理費の助成を行い、合併処理浄化槽の普及を促進しています。

し尿処理は、平成21（2009）年4月に富良野圏域5市町村で広域連合を組織して環境衛生センターで行っています。

基本方針

住民生活に欠かすことのできない水を安全かつ安定的に供給できる体制を維持するとともに、水洗化の促進と合併処理浄化槽の普及促進、広域連合によるし尿処理体制の維持を図り、河川や湖の水質保全と快適な生活環境づくりを目指します。

主な施策事項

【水道供給体制の維持・充実】

施設・老朽管の計画的な更新
未給水地域の給水施設整備助成制度の創設
水源林の保全による安全で良質な水の安定的な確保
有収率の向上と新たな水源調査や水利権の確保など需要に対応できる体制づくり
給水タンクや応急復旧用資材の確保など災害時における供給体制の整備
広報紙やホームページなどによる住民の節水意識の啓発
水道事務・事業の効率化と適正な使用料の設定



【下水道・し尿処理体制の維持・充実】

施設の計画的な更新

人口の動向や地域の状況に即した下水道事業認可区域の見直しの検討

水洗式便所への改造経費の助成による水洗化の促進

下水道処理区域外における合併処理浄化槽の設置費及び維持管理費の助成による普及促進

広報紙やホームページによる貸付制度や補助制度の周知

下水道事務・事業の効率化と適正な使用料の設定

下水道汚泥の堆肥化と有効活用の推進



19 自然・景観

現状と課題

本町は、総面積の約9割が森林であり、周囲を山々に囲まれ、町の中央には人工湖「かなやま湖」を有し、豊かな自然と美しい景観に恵まれています。かなやま湖や空知川流域には、絶滅危惧種の希少淡水魚「イトウ」が生息していることから、平成21（2009）年に「イトウ保護管理条例」を制定して保護と次代への継承に取り組んでいます。

自然・景観・生物などの保全意識を高めるため、学校教育や社会教育を通じ、子どもから高齢者までを対象に自然環境教育を行い、自然の大切さを啓発していくことが必要です。

基本方針

豊かな自然・美しい景観の保全と希少淡水魚「イトウ」の保護を進めるとともに、学校教育や社会教育による自然環境教育を推進します。

主な施策事項

【自然環境の保全】	
希少淡水魚「イトウ」の保護対策の推進	
北海道環境基本条例などに基づく住民・事業者・行政が連携した取り組みの促進	
十梨別渓谷や極相の森などの天然林の保全	
公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及促進による河川や湖の水質保全	
天然記念物「夕張岳の高山植物群落および蛇紋岩メランジュ帯」や特別天然記念物「大雪山」国立公園などの指定文化財の保全	
遊休農地の活用や森林への転換	
森林の多面的な機能の維持・向上と持続する森づくりの推進	
北海道水資源の保全に関する条例などに基づく水源林などの森林保全の推進	
自然環境保全意識の高揚を図るためのフォレストタウン記念植樹祭などの住民が森林に親しむイベントの開催	
遊休施設等を活用した自然・生物等の展示施設の整備	
学校教育や社会教育による自然環境教育と自然体験活動の推進	
【景観の保全】	
花いっぱい運動の促進による街並み景観づくり	
景観保全のため、危険廃屋などの解体、撤去経費の助成等の推進	



20 環境衛生

現状と課題

本町では、可燃ごみやリサイクルごみなど12種類に分別してごみを回収しています。処理については、「富良野生活圈一般廃棄物広域分担処理基本計画」に基づき、富良野圏域5市町村で分担しています。その他、環境衛生センターや民間事業所で処理を行っています。

平成15（2003）年に一般廃棄物最終処分場及び小動物焼却施設を整備しましたが、建設当初は、最終処分場の利用期間が6年間であることから、上富良野町で焼却処分することにより、平成42年程度まで延長が図られました。最終処分場の長期利用を促進するため、より一層の分別の徹底や減量化、再生利用等を進める必要があります。

火葬場・墓地については、平成5（1993）年に斎場を併設した火葬場を整備し、民間事業者へ管理委託を行い、墓地は、各地区に共同墓地を設置しており、引き続き適正管理に努める必要があります。

基本方針

ごみの発生抑制・再使用・再生利用を促進するとともに、適正処理を進め、循環型社会の形成を目指します。

斎場・火葬場・墓地の環境美化と適正な維持管理を推進します。

主な施策事項

【3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進と適正処理】

最終処分場の長期利用を図るためのごみの分別徹底や減量化の促進

発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の促進

「富良野生活圈一般廃棄物広域分担処理基本計画」に基づく市町村分担処理と富良野広域連合環境衛生センターによる共同処理の推進

産業廃棄物排出事業所におけるごみの適正な処理の促進

農業用廃プラスチックなどのごみの適正な処理の促進

多様化する世帯状況に対応した指定ごみ袋の容量や枚数の検討

居住状況に応じた適正なごみ収集場所の設置

ごみ処理の有料化の検討

広報紙やホームページなどを利用した分別方法、収集日、家電リサイクル法などの周知

【環境美化の推進】

住民や各種団体が実施する環境美化活動やフリーマーケット※20活動の支援
 学校教育や社会教育を通じた環境美化教育や清掃ボランティア活動の推進
 関係機関と連携した不法投棄の情報提供やパトロールによる不法投棄の防止

【斎場・火葬場・墓地の維持・充実】

斎場及び火葬場の適正な維持管理
 墓地の清掃管理や緑化、お供え物の持ち帰りの促進



※20 公園や駐車場等を会場にして、住民が不要な品物を持ち寄り、安い値段で販売すること。



21 消防・救急・防災

現状と課題

消防・救急体制は、平成21（2009）年4月から富良野広域圏5市町村で広域連合を組織しており、本町には、南富良野支署と3消防庁舎（旧・分遣所）が設置され、南富良野消防団と連携し、火災・救急・災害に備えています。本町の火災・救急の発生件数は、近年は横ばい傾向となっています。また、長期間にわたり使用している消防施設・設備の充実が求められており、中でも消防救急無線のデジタル化への移行を平成28（2016）年5月までに行う必要があります。

東日本大震災をはじめ、大規模な自然災害が全国各地で発生し、災害が比較的少ない本町においても、防災意識の高まりが見られ、災害に強いまちづくりや光ファイバー網を活用した防災無線整備の検討や災害発生時の緊急体制の強化が求められています。

基本方針

消防・救急体制の充実と消防団の育成強化を推進するとともに、「消防施設整備計画」に基づき、消防施設・設備の計画的な整備を進めます。

自然災害などあらゆる災害に対応するため、「地域防災計画」に基づき、災害応急体制の強化や防災・減災^{※21}対策を推進します。

主な施策事項

【消防体制の充実】	
消防施設整備計画に基づく車両・施設・設備の計画的な整備	
消防救急無線の整備及びデジタル化への移行	
消火栓・防火水槽などの計画的な整備による消防水利の確保	
消防団員の確保と消火訓練などによる知識及び技術の向上	
住民の初期消火訓練の参加促進と自主防災組織の育成・支援	
消防団や婦人防火クラブの活動、広報紙などによる防火意識の啓発	
【救急体制の充実】	
救急救命士の確保・育成と処置範囲の拡大に対応した再教育の推進、救命用資機材の整備	
自動体外式除細動器（AED）の使用などの初期応急手当の普及啓発	

※21 災害時において、発生し得る被害を最小化するための取り組みのこと。

【防災・減災体制の充実】

- 変化する自然的、社会的条件や地域状況に即した地域防災計画の見直し
- 災害時の初動体制の確立と災害対策本部の機能強化
- 陸上自衛隊・関係機関・民間事業所などとの連携強化
- 災害発生予防のための空知川などの河川改修や砂防工事の国・北海道への要請
- 公共施設の耐震化による緊急避難場所の確保
- 災害想定範囲や避難場所などの周知（ハザードマップ^{※22}等の作成）
- 食料品の備蓄と救助用などの資機材の整備
- 要援護者の情報収集と支援体制の構築
- 防災行政無線の導入検討
- 日赤奉仕団や災害ボランティア組織の育成と活動支援
- 森林の保全・育成による土砂災害や水害の防止

【国民保護体制の充実】

- 武力攻撃などの緊急事態に対応する国民保護体制の強化



※22 想定される災害の範囲や避難場所の位置などを地図上に示したものの。



22 防犯・交通安全

現状と課題

ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯を狙った悪質訪問販売の被害が見受けられ、その手口は複雑・巧妙化しています。今後、高齢者が増加する中で、住民・地域・防犯協会・行政などの関係機関が連携した見守り体制の強化と被害を未然に防ぐ取り組みが求められています。

自動車の普及や高速道路の開通により通過車両が増加傾向にあることから、交通安全教室や街頭啓発などを行い、交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全施設の設置を進める必要があります。

基本方針

犯罪被害にあわないよう、防犯意識を高めるとともに、地域ぐるみの見守り体制と福祉と連携した生活支援を充実し、安全・安心なまちづくりを目指します。

交通安全意識を高める啓発活動を進めるとともに、安全な道路環境づくりを進めます。

主な施策事項

【防犯対策の推進】	
	防犯協会の活動支援
	住民・関係機関・団体・行政・警察などの相互協力による地域ぐるみの防犯体制の強化
	青少年の犯罪や非行などの防止活動の推進
	広報紙やホームページなどを活用した防犯意識の啓発や住民集会の開催
	ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯などの見守り体制の強化
【消費者対策の推進】	
	悪質商法などの被害や消費者トラブルを防ぐための広報紙やホームページによる啓発の推進及び地域の見守りの促進
	多重被害を防ぐための日常生活自立支援事業の利用など福祉サービスとの連携
	北海道消費者センターなどと連携した消費生活相談の充実及び富良野圏域による消費生活相談の充実

【交通安全対策の推進】

交通安全協会や交通指導員協議会などの活動支援
保育所・学校・地域・事業所・老人クラブなどへの交通安全教育の推進
交通安全意識を高めるための広報活動・街頭啓発活動の推進や住民集会の開催
国道や道道の交通安全施設の設置の要請
町道などの交通安全施設の設置





23 学校教育＜小学校・中学校＞

現状と課題

本町には、小学校5校、中学校1校があり、平成17（2005）年度に教育環境の充実を図るため、4校の中学校を統廃合して「南富良野中学校」を開校しました。

教育基本法の改正に伴い、新しい学習指導要領に改訂され、小学校では平成23（2011）年度、中学校では平成24（2012）年度より実施され、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康・体力」のバランスがとれた「生きる力」を養うことを目指しています。

本町では、国際化や情報化社会に対応するため、外国語指導助手（ALT）の配置、情報機器の整備などを実施して教育環境の充実を図るとともに、地域の特色を活かした自然体験活動やカヌー・カーリングの体育科授業での実施、イトウの生息地であることを活かした環境教育の推進など地域に密着した特色ある教育活動を進めてきました。

しかし、少子化による児童数の減少に伴い、集団生活の中で社会性を培うという教育本来の目的を達成できないことが危惧されることから、次代を担う子どもたちにとってよりよい教育環境を整備するためには、学校及び関係機関が連携・接続し、小学校から高等学校までの12年間を見通した教育を推進するとともに、小学校の適正な配置についての検討や、校舎の耐震化を進めていく必要があります。

基本方針

基礎的・基本的な学力、豊かな人間性、たくましい心身を養い、「生きる力」を育むことを目指します。

主な施策事項

【学校施設の整備等】

学校施設の整備や耐震化、地域の防災拠点施設としての機能の充実

学校給食センターの整備

新学習指導要領に対応した教育設備の計画的な整備

スクールバスの計画的な更新

障がい児の受け入れや地域住民の学習の場としての利用を見据えた学校施設のバリアフリー化

通学路の整備等による安全確保の推進

【教育環境の充実】

小中高連携教育推進基本計画の推進

- ・信頼される学校づくり

学校評議員制度や学校関係者評価委員会による学校評価の実施、公表などによる地域に開かれ信頼される学校づくり

- ・確かな学力の育成

朝学習・放課後などの学習サポートと自己学習の習慣化などによる学力の向上支援

- ・豊かな心と健やかな体の育成

道徳教育、自然環境教育、福祉体験学習などによる豊かな心の育成と地域の特性を活かしたカヌー、カーリング、野外体験活動による体力・運動能力の向上

小学校の適正配置の協議・検討

学校図書室の充実や公民館図書室との連携による読書環境の充実と読書活動の促進

地元の特産品を利用した学校給食の提供と食育の推進

外国語指導助手（ALT）の配置

教職員の研修会・研究会活動などの充実と支援

【就学支援の充実】

学校給食費の無料化

中学生の各種資格取得費の助成制度の創設

要保護及び準要保護児童生徒に係る就学援助制度による支援の実施

【学校と家庭、地域社会との連携】

学校・家庭・地域社会が連携して子どもの教育に取り組むためのPTA・子ども会活動の活性化や地域交流事業の促進

家庭教育の充実に向けた保護者への研修機会の提供

いじめや虐待などに迅速に対応できる体制づくりと相談体制の充実



24 学校教育＜高等学校＞

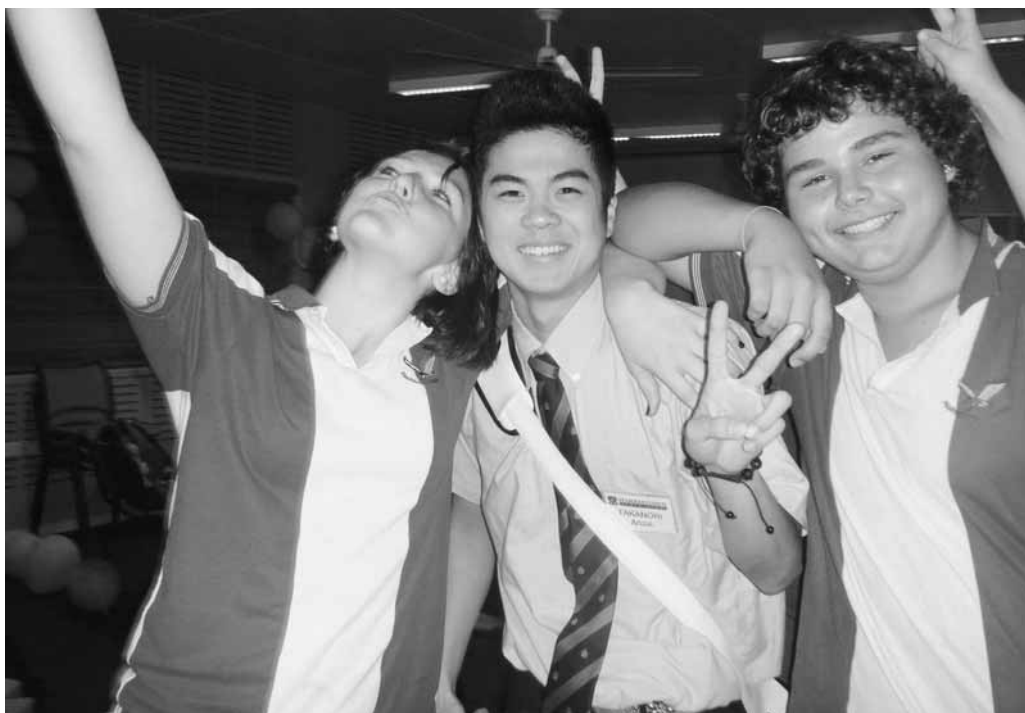
現状と課題

本町には、南富良野高等学校がありますが、少子化と他高校への進学から入学者数は定員割れが続いていることから、高等学校運営協議会による定員確保に向けた検討や海外留学生派遣制度、資格取得助成制度の整備など様々な取り組みを行ってきました。

今後、さらに少子化が進むことが予想されることから、高等学校の存続に向け、生徒や保護者のニーズを的確に把握し、特色と魅力ある南富良野高等学校を目指す必要があります。また、本町に住み続けたいと考えている高校生もいますが、卒業後、多数が都市部へ流出していることから、事業所などの関係機関との連携を強化するなど本町への定住を促進することが求められています。

基本方針

基礎的・基本的な学力の向上と特色と魅力ある南富良野高等学校づくりを目指すとともに、社会性・道徳性を持った人間形成が図れる教育を推進します。



主な施策事項

【学校運営体制・施設の整備】	
	高等学校運営協議会の活動支援による特色と魅力ある高等学校づくりの推進
	入学者を増やすための南富良野中学校との連携や近隣中学校への積極的なPRや学生寮の整備の検討など入学者確保対策の推進
	学校施設の整備やバリアフリー化、耐震化の推進
【教育環境の充実】	
	小中高連携教育推進基本計画の推進 - 信頼される学校づくり 学校評議員制度や学校関係者評価委員会による学校評価の実施、公表などによる地域に開かれ信頼される学校づくり - 確かな学力の育成 朝学習・放課後などの学習サポートと自己学習の習慣化などによる学力の向上支援 - 豊かな心と健やかな体の育成 道徳教育、自然環境教育、福祉体験学習などによる豊かな心の育成と地域の特性を活かしたカヌー、カーリング、野外体験活動による体力・運動能力の向上
	海外留学生派遣事業の実施
	職場体験やボランティア活動など社会体験活動の推進
	通学費用や各種資格取得費用の助成制度による支援の実施
	南富良野高等学校以外へ通学している高校生への各種資格取得費用の助成制度の拡充
【就職・進学支援の充実】	
	夏期・冬期講習、早朝講習、放課後補習の実施による大学進学などへの学習支援の充実
	地元事業所と連携した就職支援の充実
	南富良野高等学校以外へ通学している高校生以上の在学者も含めた奨学資金貸付制度の継続と地元就労した場合の償還期間の見直しや免除規定の拡充



25 社会教育

現状と課題

過疎化や少子高齢化、核家族化による地域の連帯感の希薄化、情報化の進展など、社会環境が変化する中で、住民一人ひとりが健康で生きがいのある豊かな生活を営めるよう、社会教育の充実が求められています。

本町では、読書活動、千里（高齢者）大学、公民館活動など、幼児から高齢者まで、また地域ごとの学習機会づくりを進めるとともに、住民自主企画活動支援事業により、住民の自主的な学習活動を促進し、多様化する学習ニーズに対応しながら社会教育の充実を進めてきました。

いつでも、どこでも、誰もが自由に学ぶことができ、その成果が社会に還元される生涯学習社会の実現に向け、公民館や図書室などの施設の充実と生涯学習活動を担う人材の育成、多様な学習機会の提供が必要です。

基本方針

住民一人ひとりが健康で生きがいのある豊かな人生を送り、学習の成果が豊かな地域づくりに活かされるよう、生涯学習社会の構築を進めます。



主な施策事項

【生涯学習推進体制の整備】	
生涯学習ボランティアの育成、住民と行政の連携による生涯学習推進体制の整備	
学習の成果をまちづくりに反映できる発表・活動の場や機会の充実	
北海道や近隣市町村などを含めた幅広い学習情報の収集と提供、生涯学習の相談体制の充実	
【社会教育の推進】	
社会教育中期計画の策定	
住民自主企画活動支援事業の推進による自主学習活動の促進	
女性団体、文化協会、獅子舞保存会、PTA、子ども会、子育てサークルなど社会教育団体の育成・支援	
成人式の開催	
就学時健康診断・PTA・子ども会活動などの学習会・交流機会づくりによる家庭教育の充実	
沖縄県本部町との児童の相互交流及び千里（高齢者）大学による訪問交流の実施	
千里（高齢者）大学による高齢者の学習活動の充実促進	
公民館活動の促進	
ブックスタート事業 ^{※23} の実施や子ども絵本まつりの開催などによる読書活動の促進	
郷土資料の収集・保存・展示の充実、町内史跡めぐりの開催	
町指定無形文化財（幾寅獅子舞）の保存・伝承	
富良野地区広域教育圏事業の推進	
放課後子ども教室の実施	
【社会教育施設の充実】	
公民館の計画的な維持管理や社会教育施設のバリアフリー化の推進	
公民館図書室への職員配置と図書管理検索システムの導入、公民館図書室と学校図書室とのネットワーク化などによる図書室機能の充実	
地域交流センター（旧東鹿越小学校）の活用方法の検討	

※23 乳児健診時などに、メッセージを添えて絵本等を手渡し、親子が心ふれあうひとときを持つきっかけをつくる事業。



26 スポーツ・レクリエーション

現状と課題

本町には、町民体育館や空知川スポーツリンクス、南ふらのスキー場などのスポーツ施設があり、各種大会やスポーツ教室が行われているほか、恵まれた自然を活用したカヌーやラフティングなどのアウトドア体験活動も行われています。

スポーツ・レクリエーション活動は、健康づくりをはじめ、住民・親子・異世代の交流による地域コミュニティの形成、青少年の健全育成など多くの役割を担っています。

このことから、年齢に応じたスポーツ・レクリエーションの活動機会を得られるよう、体育協会や各種団体の活動支援と指導者の育成、総合型地域スポーツクラブとの連携が求められています。

基本方針

体育協会や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員などと連携し、健康づくりや体力向上のため、住民誰もがスポーツ・レクリエーション活動に気軽に親しめる環境づくりを推進するとともに、住民・地域・各種団体の主体的な活動を支援します。

主な施策事項

【施設環境の充実】	
	スポーツ施設の維持管理と設備等の充実
	空知川スポーツリンクスカーリング場の整備
	総合体育館の整備の検討
【スポーツ活動の支援】	
	学校開放事業の推進
	体育協会やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、各種スポーツ団体の活動及びスポーツ大会等の支援
	アスリート派遣補助事業 ^{※24} の推進

※24 全道、全国、国際大会として開催されるスポーツ大会出場の、大会等派遣経費の一部を補助する制度。

【スポーツ普及活動の推進】

- 幼児健康スポーツ教室や各種スポーツ教室、町民スポーツ大会の開催によるスポーツ活動の機会づくりと普及
- ふらの沿線スポーツフェスタの開催
- ニュースポーツの体験や普及活動の推進
- 地域の特色を活かしたカーリングやカヌーなどの体験機会の提供
- スキー場の利用者を増やすための普及事業の推進

【スポーツ推進体制の充実】

- スポーツ推進委員活動の促進
- 新規スポーツ団体の設立に向けた支援





27 歴史・文化・芸術

現状と課題

本町では、南富良野町文化協会が中心となって、多種多様な文化・芸術活動が行われているほか、その成果を発表する場として、芸能発表会などが開催されています。

今後とも、住民誰もが気軽に文化・芸術にふれ、自主的な活動を行うことができる環境づくりを進めていく必要があります。

文化財については、国の天然記念物として平成8（1993）年に指定された「夕張岳の高山植物群落および蛇紋岩メランジュ帯」があるほか、特別天然記念物の天然保護区域に指定されている「大雪山」国立公園を有しています。また、本町では、昭和40（1965）年に「幾寅獅子舞」を町の無形文化財に指定しており、保存・継承活動を支援しています。

今後とも、これら有形・無形の貴重な文化財の保存・活用や郷土資料室の適正管理に努め、より多くの人々が本町の歴史や文化にふれあえる場や機会を増やしていく必要があります。

基本方針

住民が文化や芸術にふれる機会づくりを進め、住民主体の文化・芸術活動の活性化を促進していくとともに、有形・無形の貴重な文化財の保存・活用に努めます。

主な施策事項

【文化・芸術活動の促進】

- | |
|--|
| 文化・芸術にふれる機会の提供と富良野広域圏による文化・芸術の鑑賞機会づくりの推進 |
| 文化協会、幾寅獅子舞保存会などの文化団体の活動支援と「太陽と森と湖の祭典」などのイベントを活用した発表の場づくり |
| 郷土の歴史などのパンフレットやホームページ等を活用した啓発 |
| 住民自主企画活動支援事業による文化・芸術活動の活性化 |

【文化財などの保存と活用】

- | |
|---|
| 天然記念物「夕張岳の高山植物群落および蛇紋岩メランジュ帯」や特別天然記念物「大雪山」国立公園などの指定文化財の保全 |
| 文化財など郷土資料の収集・保存・活用と郷土資料室のあり方の検討 |
| 文化財などのパンフレットやホームページ等を活用した啓発 |
| 幾寅獅子舞の保存・伝承活動の支援 |

28 青少年の健全育成

現状と課題

少子化、核家族化や親の過保護、過干渉などから自立性や社会性の発達に問題のある青少年が増加傾向にあり、また、経済の豊かさや生活様式の変化は、人間関係の希薄化、親子がふれあう機会の減少など様々な課題を生じさせています。

青少年の健全育成を進めるためには、学校教育への過度の依存を是正し、家庭・地域・学校・行政などがそれぞれの役割を担い、連携することが求められています。また、児童虐待に対し、早期発見と迅速かつ適切な保護を進めるため、関係機関との連携強化が必要です。

基本方針

次代を担う子どもたちの健全な育成を進めるため、家庭、地域、学校、行政などの連携強化のもと、地域全体で見守り、育てる環境づくりを推進します。

主な施策事項

【青少年健全育成の推進】	
PTA や子ども会、スポーツ少年団などの団体活動の活性化支援	
豊かな自然を活用した自然環境教育の推進や自然体験活動及びボランティア活動の促進	
文化・芸術にふれる機会の提供による豊かな心の育成	
児童虐待の早期発見と迅速かつ適切に対応するため、学校、民生委員・児童委員など関係機関との連携強化	
家庭などにおける青少年に関する悩みの解消に向けた相談体制の強化	



29 国際・地域間交流

現状と課題

本町では、国際化への対応及び国際交流として、国際交流協議会が実施する外国人留学生の受け入れや外国語指導助手（ALT）による語学指導、南富良野高等学校における海外留学生派遣などを行っているほか、地域間交流として、「友好の町」である沖縄県本部町との親善交流などを行っています。

異なる文化・歴史・生活習慣を持つ人々との交流体験活動を通じて豊かな人間形成や地域の活性化を進めるため、国際交流や地域間交流を推進することが求められています。また、本町が持つ自然・風土など魅力ある地域資源を活かし、都市住民の来訪、滞在を促進して、交流人口の増加を目指す必要があります。

基本方針

国際交流や地域間交流を進め、豊かな人間形成と人材育成を進めるとともに、自然・風土など地域資源を活かし、交流人口の増加による地域の活性化を推進します。

主な施策事項

【国際交流の推進】	
	英会話教室の開催
	国際交流協議会の活動支援
	南富良野高等学校における海外留学生派遣事業の実施
【地域間交流の推進】	
	沖縄県本部町との児童の相互交流及び千里（高齢者）大学による訪問交流の実施
	「太陽と森と湖の祭典」などのイベントやスポーツ活動などを通じた他地域との交流の推進
	札幌南ふらの会への加入促進、都市住民との交流の推進
	都市住民の来訪・滞在を促進するため、イベントや自然・生活体験事業の誘致

30 まちづくり

現状と課題

地方分権・地域主権の進展により、自主性・自立性のある行財政運営が求められています。長引く経済不況や社会保障費の増加、地方交付税の削減などにより国や地方の財政は厳しい状況にあり、また、少子高齢化や過疎化から多くの課題が発生するとともに、住民ニーズや地域課題は多様化・複雑化しています。

これらすべてを行政で解決することは困難な状況であり、住民・地域・行政が様々な課題の解決に向けて力をあわせることが必要です。

本町では、平成23（2011）年度に、地域の自主活動の促進と協働のまちづくりを目指し、「自治会活動推進条例」を制定し、地域の課題解決に向けた自治会に対する助成制度を創設しています。

今後とも、住民が幸せに暮らせるまちを目指すため、住民と行政が共にまちづくりを進めることが求められています。

基本方針

住みよいまちづくりを目指し、住民・地域・行政が連携した「協働のまちづくり」を推進します。

主な施策事項

【住民参画の促進】	
各種分野別計画の策定に際しての住民アンケートやワークショップ ^{※25} 、委員公募、パブリックコメント ^{※26} などによる住民参画の促進	
男女共同参画意識の啓発や地域活動など各分野活動における女性の参画機会の拡大促進など男女共同参画社会の形成に向けた取り組みの推進	
【人材育成の推進】	
まちづくり研修事業による住民・各種団体の自主研修の支援	
イベントやスポーツ活動などによる地域、職域、世代を越えた交流の促進	

※25 参加者全員が共同で研究や意見交換、アイデアを出し合う場。

※26 ホームページ等を活用した住民意見の募集とその対応結果の公表。



【まちづくりの活性化】

まちづくり基本条例の制定

自治会活動推進条例に基づく自治会活動の支援

若年層の相互の交流機会づくりの支援

NPO 法人の設立と活動支援

地域活動の拠点施設の維持・充実

地域おこし協力隊^{※27}の導入



※27 都市住民など地域外の人材を観光、農林業、住民の生活支援など地域社会の新たな担い手として受け入れて、地域の活性化を目指す制度。

31 行財政運営

現状と課題

地方分権・地域主権の進展等により、これからの行政には、自己決定と自己責任が一層求められ、新たな視点から、組織・機構の見直しや人事管理・配置の適正化、専門性の向上、事務の改善など行政事務全体の見直しを進めていくことが必要です。また、国の財政状況の悪化、三位一体改革をはじめとする構造改革により、地方交付税が大幅に減額されるなど、自主財源の乏しい本町は、厳しい財政状況に置かれ、平成16（2004）年度から平成18（2006）年度を行財政改革の重点期間として、定員管理の適正化や事務事業の見直しなどを行い、健全な財政運営を進めてきました。今後も厳しい財政状況が続くことが予想されますが、事業の効果や重要性、優先順位等を見極めながら、限られた財源の重点的・効率的な配分を図り、地域活性化につなげていくことが求められています。

基本方針

事務事業の見直しや定員管理の適正化、簡素で機動的な組織機構の確立、専門性や創造性を発揮する職員の育成、財政運営の健全化、電子自治体の構築、住民サービスの向上などを総合的に進め、効率的かつ効果的な行財政運営を推進します。

主な施策事項

【効率的な行政運営の推進】	
行財政改革計画の策定	
組織機構の見直し、定員管理の適正化、職員の重点配置など事務事業の推進体制の整備	
事務事業評価制度の導入による事務事業の見直しと効果的な事務事業の推進	
指定管理者制度の活用や民間委託、PFI（民間資本による社会資本整備）などの推進	
公共施設等の整理統合・有効活用、施設管理費の削減、管理運営の統合の推進、住民管理の促進など効率的な管理運営体制の確立	
巡回窓口車やまびこ号の運行と業務の充実	
地域担当職員制度の導入の検討	
人事評価制度の導入の検討	



【計画行政の推進】
課内会議や全庁庁議の充実、政策研究の充実、分野別計画づくりへの関係各課の協力と住民参画機会の充実などによる総合計画の実現化の推進
行財政改革計画とその実施状況の公表
【人材育成の推進】
職員の専門性や政策立案能力などを高めるための研修活動の推進
国・道・他市町村などとの人事交流の推進
【健全な財政運営の推進】
総合計画の計画的な推進と健全な財政運営を進めるための中長期財政計画の策定
組織機構の見直しや定員管理の適正化などの経常的経費の抑制
住宅・住宅地整備、産業振興などによる自主財源の安定確保の推進
地方交付税の充実や国庫補助制度の改善、地方分権・地域主権に対応した権限や財源の適正な移譲の国への要望
補助事業の積極的な活用などによる財源の確保
相談体制の充実、公平な課税、税の滞納整理、税金の使途のPRによる納税意識の高揚と徴収率の向上
行政サービスの受益者負担の原則に基づく適正な公共料金などの設定
【電子自治体の構築】
各種申請・届出などのオンライン化や公共施設の予約システムの導入
自治体クラウド ^{※28} 化の推進
各種情報サービスの安全かつ円滑な提供のための情報セキュリティ ^{※29} 対策の推進
行政事務事業の電子化による業務の効率化と住民サービスの向上

※28 地方自治体が共同で行政システムなどを利用すること。

※29 情報の改ざん、破壊、盗用されないように安全に保全すること。

32 広域行政

現状と課題

平成21（2009）年4月から富良野圏域5市町村において新しい圏域づくりを目指すことを目的に「富良野広域連合」を組織し、し尿・浄化槽汚泥及び生ごみ処理、公共串内牧場、消防、学校給食に関する事務を共同で実施しています。

その他、介護認定及び障害者認定審査会の設置、消費者相談、医療、観光事業などの様々な分野で富良野圏域市町村と連携した取り組みを進めています。

これからも、行財政運営の効率化と広域によるスケールメリット^{※30}及び住民サービスの向上が図られるよう、周辺自治体と連携した事務事業に取り組んでいく必要があります。

基本方針

行財政運営の効率化と住民サービスの向上に向け、産業、観光、医療、福祉、教育、税務などの各分野において、富良野圏域5市町村など周辺自治体との広域的な事務事業の連携を進めます。

主な施策事項

【広域行政の推進】	
富良野広域連合の維持・充実と新たな事務事業の共同化に向けた調査・研究の推進	
介護認定及び障害者認定審査会の運営や広域的な観光事業の実施など分野別の連携の推進	
税務事務の連携及び共同化の検討	
ボランティア活動やスポーツ、イベント、文化・芸術活動、生涯学習活動などの連携と住民交流の推進	
市町村職員の研修会等の開催	

※30 同種のもものが集まり、規模が大きくなることによって大きな効果を得ること。



33 広報・広聴・情報公開

現状と課題

本町の広報活動は、広報紙やホームページを中心として、行事予定や生活関連情報などの情報提供を行っており、広報紙では、情報の一元化や読みやすい紙面づくりに努めています。また、広聴活動では、住民との対話の場として「移動町長室」を開催しているほか、町政に対する要望や提案・意見を受け付ける「町長への手紙」などを実施しています。

住民のまちづくりへの関心を高め、住民と行政が連携した協働のまちづくりを進めるため、広報・広聴活動や情報公開に積極的に取り組んでいく必要があります。

基本方針

住民と行政が連携した協働のまちづくりを推進するため、広報・広聴活動や情報公開を通じて、行政情報の共有化を図ります。

主な施策事項

【広報・広聴活動の充実】	
	見やすく、関心を高める広報紙づくりの推進
	ホームページによる行政情報の提供と広報紙のデジタルブック ^{※31} 化
	住民からの記事や表紙の募集などによる、住民に親しみやすく、役立つ広報紙づくりの推進
	「移動町長室」や「町長への手紙」の実施
	町内施設見学会の開催
	定期的な町勢要覧の作成による町の最新情報の発信及び町史発刊に向けての資料収集
【情報公開の推進】	
	情報公開条例に基づく行政情報の提供と公開

※31 パソコンの画面で実際の本のようにめくって読める形式にデジタル化したもの。

IV

資料編

1 南富良野町第5次総合計画の策定について(諮問)

南 富 企 企 号

平成24年2月7日

南富良野町第5次総合計画審議会

会長 曾 慶 一 介 様

南富良野町長 池 部 彰

南富良野町第5次総合計画の策定について(諮問)

南富良野町第4次総合計画の期間が平成24年度で終了することから、次期、第5次総合計画の策定について、貴審議会の意見を賜りたく諮問します。

記

1 計画の期間

- (1)基本構想 平成25年4月1日～平成35年3月31日
- (2)基本計画 平成25年4月1日～平成35年3月31日
- (3)実施計画(前期) 平成25年4月1日～平成30年3月31日

2 計画の内容 策定作業計画書のとおり

3 答申の時期 平成24年11月頃



2 南富良野町第5次総合計画の策定について(答申)

平成24年12月10日

南富良野町長 池 部 彰 様

南富良野町第5次総合計画審議会

会長 曾 慶 一 介

南富良野町第5次総合計画の策定について(答申)

平成24年2月7日に諮問のあった「南富良野町第5次総合計画」について、慎重に審議を重ねた結果、次のとおり答申します。

記

国内情勢は、人口の減少と超少子高齢化の進展が社会保障制度など様々な分野において問題視されており、また、長期間にわたる景気の低迷や社会経済のグローバル化、地球規模での環境問題など多くの課題に直面しております。

本町においても、人口の減少と少子高齢化は、過疎化の進行、地域力の低下などが懸念されております。また、住民ニーズの多様化・複雑化、地方分権・地域主権の進展、国の財政状況の悪化により、地方交付税制度の先行きの不透明感から、困難な行財政運営が予想されております。

このような状況の中、総合計画の策定にあたっては、住民アンケート調査をはじめ、地域・分野別座談会などの住民意見を基礎として慎重に審議を重ねてきました。

混迷する社会経済情勢において、これまで築き上げてきたまちづくりの成果をさらに発展させ、すべての住民が笑顔にあふれ、夢と希望を抱ける魅力あるまちとして、「共に創る 笑顔で 生き活き みなみふらの 太陽と森と湖のまち」の実現を目指し、住民と行政が一丸となってまちづくりに取り組む地域社会が形成されることを期待するところであります。

なお、本総合計画の実現に向けて、意見を付させていただくとともに、答申の趣旨を十分に尊重され、町政の推進にあたられますようよろしくお願い申し上げます。

意 見

- 1 まちの将来像「共に創る 笑顔で 生き活き みなみふらの 太陽と森と湖のまち」の実現に向けて、住民と行政が一体となり、積極的な推進体制を整備されたい。
- 2 本町には長い歴史を持つ6つの集落があり、過疎化と少子高齢化から各地域の個別課題が生じています。住民が安全・安心に暮らし続けられるよう各種施策に取り組まれない。
- 3 次代へつなぐ活力ある産業のまちづくり
 - ・長期間にわたる景気の低迷は、地域産業にも大きな影響を与えています。持続可能な地域産業の構築や雇用の創出に向けて積極的な施策を推進されたい。
 - ・カヌーやラフティングなど自然体験型観光が活発に行われており、これらの取り組みをさらに発展させ、本町の特徴を活かした独自性と魅力ある観光地づくりに努めていただきたい。
- 4 幸せに暮らせる健康と福祉のまちづくり
 - ・健康に暮らし続けられるよう保健事業の総合的な取り組みを推進して、住民の健康維持・増進を促進するとともに、医療体制の維持に努められたい。
 - ・少子高齢化の進展や核家族化等の世帯構成・価値観の多様化から、住民が行政に求めるニーズは多種多様化しています。住民ニーズを的確に把握しながら、住民が安全・安心に暮らせるよう、また、子育てができるよう変革する社会情勢に対応した環境づくりと福祉・介護・子育てサービスの充実に努められたい。
- 5 安全・安心・快適なまちづくり
 - ・豊かな自然の保全と安全・安心な生活環境づくりに向けて、道路・公共交通網・住宅などの整備充実に向けて計画的に推進されるとともに、消防・救急・防災対策など安全対策に努められたい。
- 6 学ぶ力・健やかな体・豊かな心を育むまちづくり
 - ・住民のライフスタイルや世代に応じた生涯学習ができる環境づくりと人材の育成を進め、生涯学習の充実に努められたい。
 - ・将来の明るいまちづくりへ向けて、次代を担う子ども達の基礎学力の向上や豊かな心の育成、健やかな体を養い「生きる力」を育てるため、教育環境の充実に努められたい。
- 7 共に創造するまちづくり
 - ・住民ニーズの把握、行政情報の積極的な公開を行い、住民と行政が協働したまちづくりを進められたい。



3 南富良野町第5次総合計画審議会条例

南富良野町第5次総合計画審議会条例

平成23年9月28日

条 例 第 11 号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、南富良野町第5次総合計画審議会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、町の総合計画に関し必要な調査及び審議を行うため、南富良野町第5次総合計画審議会を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 各種団体の代表者

(2) 一般公募

(3) 町長が認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問にかかる第5次総合計画の答申をもつて満了とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理し会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、第5次総合計画の諸事項を調査、審議するため部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(費用弁償)

第9条 審議会の委員には、報酬及び費用弁償を支給する。

2 報酬及び費用弁償の支給は、南富良野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第5号）の定めるところによる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。

2 平成13年9月27日条例第23号南富良野町第4次総合計画審議会条例は廃止する。



4 南富良野町第5次総合計画審議会規則

南富良野町第5次総合計画審議会規則

平成23年10月1日

規則第13号

(目的)

第1条 この規則は、南富良野町第5次総合計画審議会条例（平成23年条例第11号）第7条の規定に基づき、部会設置に必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2条 審議会に次の部会を設け、会長の指名する委員をもつて組織する。

(1) 第1部会

(2) 第2部会

2 部会は、その所掌に係る専門の事項及び審議会から付託された事項について調査、審議する。

3 各部会の所掌事項は、別表のとおりとする。

4 各部会に部会長及び副部会長を置き、部会委員の互選によつて定める。

5 部会長は、部会を代表し会務を総理する。

6 副部会長は、部会長を補佐し部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

7 部会長は、部会の調査、審議に係る経過を審議会に報告するものとする。

8 部会の議事は、部会委員の過半数で決し、可否同数のときは部会長の決することによる。

(会議の招集)

第3条 部会は、部会長が招集する。

(事務局の設置)

第4条 審議会に事務局を置く。

2 事務局は、町の機構をもつて充てるものとし、事務局長は企画課長が担当する。

(事務局の組織)

第5条 事務局は、部会の所掌部門にあわせて機構を設け、所管事務に関連する各課（委員会、室等）が、その事務を担当する。

- 2 前項の各部会に幹事長及び副幹事長を置く。
- 3 幹事長及び副幹事長は、所管事務の課長職をもつて充てる。
- 4 各部会の会議の庶務は、幹事長が行う。

(所掌事務)

第6条 事務局は、審議会の運営の補助的な役割を担い、会長、副会長の指示により、会議の運営や記録、資料の提供並びに基本構想、基本計画のまとめなどを行う。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会に必要な事項は、会長が審議会に諮り定める。

附 則

- 1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。
- 2 平成13年9月27日規則第22号南富良野町第4次総合計画審議会規則は廃止する。

別表

部会担当区分

1 第1部会

産業部門（農業、林業、商工鉱業、観光、労政、新エネルギー、自然保全等に関する事項）

生活環境部門（道路、橋りょう、住宅、防災、上下水道、衛生、景観、省エネルギー等に関する事項）

2 第2部会

福祉教育部門（社会福祉、教育、生涯学習、介護、保健医療等に関する事項）

地域行政部門（行財政、広報広聴、地域振興、住民自治、広域行政、他の部会に属さぬ事項）



5 南富良野町第5次総合計画策定委員会規程

南富良野町第5次総合計画策定委員会規程

平成23年10月1日

規 程 第 2 号

(目的)

第1条 南富良野町の第5次総合計画を樹立するため、南富良野町第5次総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもつて組織する。

2 委員長には町長、副委員長には副町長及び教育長をもつて充てる。

3 委員には、次に掲げる者をもつて充てる。

各課の課長、室長、議会事務局長、教育次長、消防支署長

4 委員長は必要があると認めたときは、その都度臨時に委員を指名することができる。

(委員長の職務)

第3条 委員長は、会務を総理し会議の議長となる。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職務を代理する。

(会議の招集)

第4条 策定委員会については委員長が、部会については幹事長がそれぞれ招集する。

(部会)

第5条 策定委員会を補佐するため、次の部会を設ける。

- (1) 産業部会
- (2) 生活環境部会
- (3) 福祉教育部会
- (4) 地域行政部会

2 部会は、所掌事務に関する各課（委員会、室等）を勘案して、委員長が指名する委員で構成する。

3 部会は、その部会に関する調査、審議の経過を策定委員会に報告するとともに、南富良野町第5次総合計画審議会の庶務を担当する。

4 部会に幹事長及び副幹事長を置き、委員長が部会委員の中から、これを指名する。

（その他）

第6条 策定委員会の会議の庶務は、企画課において行う。

附 則

1 この規程は、平成23年10月1日から施行する。

2 平成13年9月27日規程第3号南富良野町第4次総合計画策定委員会規程は廃止する。



南富良野町第5次総合計画審議会委員名簿

役 職	氏 名	所 属 部 会	所属機関・団体名
会 長	曾 慶 一 介	第1部会（部会長）	南富良野町商工会
副会長	鷹 嘴 充 子	第2部会（部会長）	社会福祉法人南富良野大乘会
委 員	目 黒 義 重	第1部会（副部会長）	NPO 法人どんころ野外学校
〃	山 上 隆 裕	第2部会（副部会長）	金山民主会
〃	十 河 和 幸	第2部会	北落合連合会
〃	大 竹 秀 明	第1部会	ふらの農業協同組合南富良野支所青年部
〃	中 野 博 司	第2部会	落合連合町内会
〃	西 山 雅 明	第2部会	南富良野町社会教育委員
〃	新 田 信 一	第1部会	南富良野町森林組合
〃	石 川 義 則	第1部会	ふらの農業協同組合
〃	杉 村 政 代	第2部会	放課後児童クラブ運営委員会
〃	中 村 壽 男	第1部会	(株)南富自動車サービスエリア
〃	高 橋 逸 郎	第1部会	南富良野消防団
〃	戎 家 麻 紀	第2部会	子育て支援ボランティアサークルWISH
〃	渋谷 浩 岐	第2部会	下金山小学校PTA
〃	及 川 智	第1部会	ふらの農業協同組合
〃	平 塚 麻利子	第1部会	一般公募
〃	小 林 茂 雄	第1部会	一般公募
〃	石 川 信 行	第2部会	一般公募
〃	川 井 稔	第2部会	一般公募

南富良野町第5次総合計画策定委員会委員名簿

役 職		職 名	氏 名	所属部会	備 考
委 員 長		町 長	池 部 彰		
副 委 員 長		副 町 長	大 宮 光 明		
		教 育 長	生 駒 俊 夫		平成24年11月15日まで
			上 林 康 政		平成24年11月16日から
委 員		総 務 課 長	高 橋 秀 樹	地域行政部会	
		会 計 課 長	間木野 博 美	地域行政部会	平成24年11月15日まで
			石名坂 勝 夫		平成24年11月16日から
		保健福祉課長	岩 渕 秀 一	福祉教育部会	
		産 業 課 長	安 部 浩 明	産 業 部 会	
		農業振興室長	定 塚 正 文	産 業 部 会	
		建 設 課 長	水 島 康 夫	生活環境部会	平成24年 3 月31日まで
			大 友 忠 雄		平成24年 4 月 1 日から
		教 育 次 長	佐々木 之 孝	福祉教育部会	
		議会事務局長	石名坂 勝 夫	生活環境部会	平成24年11月15日まで
			米 木 厚 子		平成24年11月16日から
		消 防 支 署 長	山 西 暢 哉	生活環境部会	平成24年 3 月31日まで
			五日市 勉		平成24年 4 月 1 日より
事 務 局	事務局長	企 画 課 長	小 柴 昌 弘		
	主 幹	企 画 課	荒 木 勲		
	主 任		得 能 里 明		
			長谷川 将		

I 序
論

II 基本構想

III 基本計画

IV 資料編



6 南富良野町第5次総合計画策定の経過

年 月 日	内 容
H23. 5. 17	第4次総合計画に係る検証調査の実施 基本計画及び実施計画の実施状況調査
H23. 10. 1	南富良野町第5次総合計画審議会条例の制定 南富良野町第5次総合計画審議会規則の制定 南富良野町第5次総合計画策定委員会規程の制定 平成23年第3回南富良野町議会定例会
H23. 10. 5	第5次総合計画策定に係る住民・高校生・中学生アンケート調査の実施 ①住 民－1,000名 (回収数473人／回収率47.3%) 対象者－10月1日現在で町内18歳以上の中から無作為に抽出 ②高校生－106名 (回収数79人／回収率74.5%) 対象者－南富良野高等学校在学学生及び南富良野高等学校在学学生以外の町内居住の高校生 ③中学生－63名 (回収数63人／回収率100.0%) 対象者－南富良野中学校在学学生
H23. 11. 10 ～ H23. 12. 9	第5次総合計画策定に係る分野別懇談会 今後10年間のまちづくりについて ・11月10日 放課後児童クラブジャングル・子育て支援ボランティアサークルWISH (参加人数12人) ・11月21日 まちづくり観光協会 (参加人数4人) ・11月22日 商工会青年部 (参加人数9人) ・11月29日 商工会婦人部 (参加人数5人) ・12月9日 JA南富良野支所女性部 (参加人数9人)
H23. 11. 14 ～ H23. 11. 18	移動町長室 町政への意見等について ・11月14日 金山地区 (参加人数17名) ・11月15日 北落合地区 (参加人数12名) 〃 下金山地区 (参加人数15名) ・11月17日 幾寅地区 (参加人数16名) ・11月18日 落合地区 (参加人数26名)

H23. 11. 28 ～ H23. 12. 16	第 5 次総合計画策定に係る地域懇談会	今後10年間のまちづくりについて ・ 11月28日 金山地区 (参加人数10人) ・ 12月 2 日 北落合地区 (参加人数 6 人) ・ 12月 7 日 下金山地区 (参加人数 6 人) ・ 12月 9 日 落合地区 (参加人数15人) ・ 12月15日 幾寅地区 (参加人数 6 人) ・ 12月16日 幾寅地区 (参加人数 8 人)
H24. 1. 27	第 1 回第 5 次総合計画策定委員会・職員説明会	第 5 次総合計画策定委員会の設置 第 5 次総合計画策定委員会部会の設置 第 5 次総合計画アンケート調査結果等
H24. 2. 6	第 2 回第 5 次総合計画策定委員会	第 5 次総合計画策定作業計画等
H24. 2. 7	第 1 回第 5 次総合計画審議会	委嘱状の交付 会長及び副会長の互選 第 5 次総合計画の諮問
	第 1 回第 5 次総合計画審議会 第 1 部会、第 2 部会	部会長及び副部会長の互選 今後の運営等
H24. 2. 20	第 3 回第 5 次総合計画策定委員会	序論・基本構想の検討 (まちの将来像・分野別の目標・将来人口目標等)
H24. 3. 26	第 2 回第 5 次総合計画審議会 第 1 部会	序論・基本構想の協議、検討、審議委員アンケート調査の実施等
H24. 3. 27	第 2 回第 5 次総合計画審議会 第 2 部会	〃
H24. 5. 17	第 4 回第 5 次総合計画策定委員会	序論・基本構想の確認、基本計画・実施計画の作成作業等
H24. 5. 31	第 3 回第 5 次総合計画審議会 第 1 部会	序論・基本構想の確認
H24. 6. 4	第 3 回第 5 次総合計画審議会 第 2 部会	〃
H24. 8. 29	第 5 回第 5 次総合計画策定委員会	序論・基本構想の確認、基本計画・実施計画の協議等
H24. 9. 5	第 2 回第 5 次総合計画審議会	序論・基本構想の承認、基本計画・実施計画の付託等
	第 4 回第 5 次総合計画審議会 第 1 部会、第 2 部会	基本計画・実施計画の協議、検討
H24. 9. 19	第 5 回第 5 次総合計画審議会 第 1 部会	基本計画・実施計画の協議、検討
H24. 9. 28	南富良野町議会の議決すべき事件に関する条例の制定	平成24年第 3 回南富良野町議会定例会
H24. 10. 2	第 5 回第 5 次総合計画審議会 第 2 部会	基本計画・実施計画の協議、検討



H24. 10. 3	第6回第5次総合計画審議会 第1部会	基本計画・実施計画の協議、検討
H24. 10. 10	第6回第5次総合計画審議会 第2部会	〃
H24. 10. 11	第7回第5次総合計画審議会 第1部会	〃
H24. 11. 13	第7回第5次総合計画審議会 第2部会	基本計画・実施計画の確認
H24. 11. 14	第8回第5次総合計画審議会 第1部会	〃
H24. 11. 28	第6回第5次総合計画策定委 員会	総合計画（案）の確認
H24. 12. 10	第3回第5次総合計画審議会	総合計画（案）の答申



共に創る 笑顔で 生き活き みなみふらの
太陽と森と湖のまち



町の花／ヒナゲシ



町の木／クルミの木

発行／平成25年3月

企画・編集／南富良野町 企画課

南富良野町 第5次総合計画

〒079-2402 北海道空知郡南富良野町字幾寅867番地

nanpu@town.minamifurano.hokkaido.jp

TEL.0167-52-2112 FAX.0167-52-2922